

# 旧日野市商工会館解体工事

| 図面リスト |            |                                  |      |              |                      |
|-------|------------|----------------------------------|------|--------------|----------------------|
| 図面番号  | 図面名称       | 縮尺                               | 図面番号 | 図面名称         | 縮尺                   |
| 特－１   | 特記仕様書（１）   | —————                            | S－１  | 各階伏図         | A2:1/100<br>A3:1/141 |
| 特－２   | 特記仕様書（２）   | —————                            | S－２  | 基礎リスト        | A2:1/30<br>A3:1/42   |
|       |            |                                  |      |              |                      |
| A－１   | 案内図・位置図    | A2:1/100<br>A3:1/141             | M－１  | 各階衛生設備平面図    | A1:1/70<br>A3:1/140  |
| A－２   | 仕上げ表       | —————                            | M－２  | 2階床下冷温水設備平面図 | A1:1/20<br>A3:1/40   |
| A－３   | 平面図        | A2:1/100<br>A3:1/141             | M－３  | 3階床下冷温水設備平面図 | A1:1/20<br>A3:1/40   |
| A－４   | 立面図        | A2:1/100<br>A3:1/141             |      |              |                      |
| A－５   | 断面図        | A2:1/100<br>A3:1/141             |      |              |                      |
| A－６   | 矩計図（１）     | A2:1/42<br>A3:1/60               |      |              |                      |
| A－７   | 矩計図（２）     | A2:1/42<br>A3:1/60               |      |              |                      |
| A－８   | 外部階段詳細図（１） | A2:1/30<br>A3:1/42               |      |              |                      |
| A－９   | 外部階段詳細図（２） | A2:1/30<br>A3:1/42               |      |              |                      |
| A－１０  | 内部階段詳細図（１） | A2:1/42<br>A3:1/60               |      |              |                      |
| A－１１  | 内部階段詳細図（２） | A2:1/42<br>A3:1/60               |      |              |                      |
| A－１２  | 外構詳細図（１）   | A2:1/100, 1/20<br>A3:1/141, 1/28 |      |              |                      |
| A－１３  | 外構詳細図（２）   | A2:1/20<br>A3:1/28               |      |              |                      |
| A－１４  | 仮設計画図（参考）  | A2:1/100<br>A3:1/141             |      |              |                      |
|       |            |                                  |      |              |                      |

|                   |          |     |                       |     |  |
|-------------------|----------|-----|-----------------------|-----|--|
| 工事名 旧日野市商工会館 解体工事 |          |     |                       |     |  |
| 図 番               | A-0      | 図 名 | 図面リスト                 | 縮 尺 |  |
| 作 図               | 令和 年 月 日 | 監 理 | 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課 |     |  |
| 訂 正               |          | 設 計 | 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課 |     |  |
|                   | 令和 年 月 日 |     |                       |     |  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |                                                                                                                                                                                                                                                   |  |                                                                                                                                                                                                                                              |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 特記仕様書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  | 4. 工事記録写真                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  | 15. 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務                                                                                                                                                                                                             |  | 23. 注意事項                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 1. 工事名称：旧日野市商工会館解体工事                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  | 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。 <div>○ 作成する。○ 作成しない。</div>                                                                                                                                                                                                                                                                   |  | 本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。 <div>1）障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別の特性について十分に留意の上、適切な対応を行うこと。</div>                                         |  | (1) 受注者は、工事着手前に監督員及び施設管理者と工程・作業内容・作業時間・工事関係車両の運行等について十分な打ち合わせを行わなければならない。                                                                                                                                                                    |  |
| 2. 工事場所：東京都日野市東豊田二丁目34番10                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  | エ 写真帳の提出は、次による。 <div>○ 提出する。○ 提出しない。</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  | 2）差別等事業を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。                                                                                                                                                |  | (2) 施工に際しては、通行人及び近隣住民等の安全確保に十分注意すること。                                                                                                                                                                                                        |  |
| 3. 工事概要：解体撤去・処分一式 <div>構造・階数：鉄筋コンクリート造 地上3階、塔屋1階</div> <div>敷地面積：282.85㎡</div> <div>延床面積：240.75㎡</div> <div>その他 外構等、植栽、地中埋設物撤去・処分 一式</div> <div>電気設備 配線配管器具等撤去・処分 一式</div> <div>電気・電話引込み柱及び線撤去・処分</div> <div>給排水衛生設備（浄化槽含む）、空調設備、ガス給湯設備 配管器具等撤去・処分 一式</div> <div>敷地内整地 一式</div> <div>防草シート施工 約282㎡</div>                                                                         |  | 5. 作業時間 <div>作業時間の原則は午前8時30分から午後6時までとする。（住民との打合せにより変更もある）ただし、近隣住民などから騒音または振動に対する苦情が出た場合には、作業を中止して対策を講じること。</div>                                                                                                                                                                                                                                                     |  | なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。                                                                                                                                                                                                        |  | (3) 騒音・ほこり等の発生を極力防止すると共に、飛散のおそれのある箇所については、十分な養生を行わなければならない。                                                                                                                                                                                  |  |
| 4. 工事範囲 <div>図面に示す範囲を解体撤去する。撤去による発生材は場外処分とする。取り壊し建物に付属する建築設備、家具及び不要物撤去は図面表示なくとも本工事に含む。</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  | 6. 日曜・休日の作業 <div>日曜・休日の作業は原則として禁止する。ただし特別な理由により休日に作業を行う必要が生じた場合は、監督員の承諾を受け、さらに近隣住民に事前説明を行うこと。</div>                                                                                                                                                                                                                                                                  |  | 16. 内部通報制度 <div>1）日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。</div> |  | (4) 当敷地付近の道路、敷地・工作物・建築物等を汚損・破損させた場合は、受注者の責任において工事しゅん工期日までに原形復旧しなければならない。                                                                                                                                                                     |  |
| 5. 工期 契約締結日の翌日から 令和8年2月28日までとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  | 7. 近隣に対する事前周知等 <div>工事に先立ち、監督員と協議の上、工事説明会又は工事のお知らせの配布を行うこと。</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  | 17. 設計変更等 <div>設計変更等については、工事請負契約書第17条から23条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては「工事請負契約設計変更ガイドライン」（東京都）の最新版によることとする。</div>                                                                                                                             |  | (5) 図面等において判明し難い箇所、施工時に生じた疑義は、必ず監督員と協議しなければならない。                                                                                                                                                                                             |  |
| 6. 公官署手続き <div>1）条例にもとづく、指定建設作業実施届等の届け出を遺漏無く提出すること。</div> <div>2）道路占用、ガードレールの撤去等が必要な場合は、道路管理者の許可を受けること。</div> <div>3）本工事に関わる消防等各機関との協議、届け出も本工事とする。</div>                                                                                                                                                                                                                         |  | 8. 仮囲い（万能鋼板）及びゲートの継続設置 <div>仮囲い及びゲートは仮設計画図により設置する。また、本解体工事の工事期間は継続設置する。</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  | 18. 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等 <div>(1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講ずべき者として、本工事の受注者を指名する。この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。</div>                                                                                                |  | (6) 腕章等を必ず着用すること。又工事車両であることが分かるよう措置をすること。                                                                                                                                                                                                    |  |
| 7. 現場代理人 <div>現場代理人は、工事現場の管理運営に必要な知識と経験及び権限を有する者で、近隣住民対応に誠実な人を常駐させること。</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  | 9. 道路復旧 <div>工事の施工により道路等に損傷を与えた場合には、復旧処置を講じること。</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  | 19. かし等調査への立会い <div>工事目的物の引渡し日から一年以内（又は二年以内）にかし等調査（工事請負契約書第41条第1項のかし及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、受注者はその調査に立ち会うものとする。</div>                                                                                                                           |  | (7) 工事提出書類は、「工事請負者の作成する書類（令和4年6月 日野市総務部建築営繕課）」の定めによるものとする。                                                                                                                                                                                   |  |
| 第1章 総則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  | 10. 工事实績情報の登録 <div>契約金額が500万円以上の工事は、工事实績サービス（コリンズ）に基づく工事实績情報の登録を行う。登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す機関内に（財）日本建設情報総合センター「JACIC」に登録する。また登録後、JACICの発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出する。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律第一条第一項に定める行政機関の休日は含まない。</div> <div>ア 工事受注時 契約締結後10日以内</div> <div>変更契約締結10日以内</div> <div>ウ 工事完了時 工事完了後10日以内</div>                                                         |  | 20. 工事の入札等について <div>入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。</div>                                                                                                                                                |  | (8) 「事中中の消防計画書」を消防と協議のうえ提出のこと                                                                                                                                                                                                                |  |
| 一般事項 <div>請負者は、「再生資源の利用促進に関する法律（平成3年法律第48号）」、「建設副産物適正処理推進要綱（平成10年12月建設事務次官通達）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」、「建設廃棄物処理指針（平成11年厚生省）」、「東京都建設リサイクルガイドライン（平成11年、東京都）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」により、建設副産物の発生量抑制、再利用、適正処理に努めること。</div>                                                                                                                                   |  | 11. 「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」（コプリス））の活用 <div>本工事は「COBRIS」への登録対象工事であり、請負者は工事の実施に当たっては、システムの活用を図るものとする。請負者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「COBRIS」にデータの入力を行い、データ入力の都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出して確認を受ける。また、請負者は、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」の作成、提出に当たっては、「COBRIS」に掲載されている「建設リサイクル統合データシステム」（以下「CREDAS」（クレダス）という。）に必要なデータを入力して作成し、監督員に提出して確認を受ける。</div> |  | 21. 公共事業労務費調査に対する協力 <div>(1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。</div>                                                                                                                        |  | 粉塵防止 粉塵の恐れがある作業（各種解体・敷地内車両運行による粉塵等）については十分に散水または粉塵措置を行うこと（近隣住宅へ最大限配慮し粉塵防止へ努める）                                                                                                                                                               |  |
| 1. 適用範囲 <div>a. この特記仕様書は、「東京都建築工事標準仕様書」に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定める。特記仕様書に記載されていない事項は、上記の標準仕様書（最新版）により施工する。なお図面に明示されている東京都は日野市と読み替える。</div> <div>b. この工事は設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、本工事の範囲内とする。</div>                                                                                                                                                              |  | 12. 情報セキュリティポリシーの遵守 <div>本業務を履行するにあたって「日野市情報セキュリティポリシー」内の「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。また、個人情報等をはじめとする日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、市の求めに応じて「情報保護に関する報告書」、「特定個人情報保護に関する報告書」を提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」は市ホームページの入札情報から入手できる。</div>                                                                                                                          |  | 22. 各種点検、調査、見学会等への協力 <div>(1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。</div>                                                                                                                         |  | 電気設備 蛍光灯器具等について、PCBが含まれていないことを確認のうえ処分を行うこと。PCBが含まれている場合は監督員の指示を受けること。蛍光管については適切にリサイクル処理すること。                                                                                                                                                 |  |
| 2. 施工計画書 <div>工事着手にあたり、仮設計画及び解体撤去計画を内容とする「施工計画書」ならびに「安全管理実施計画書」を提出し監督員の承諾を受けること。</div> <div>とくに石綿含有建材等については解体本工事の前に除去を先行して行う計画とする。</div>                                                                                                                                                                                                                                         |  | 13. 環境負荷低減の取組みについて <div>1）日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。①環境基本計画②環境配慮指針③環境方針④環境管理上の要望について⑤地球温暖化対策実行計画⑥気候非常事態宣言⑦日野市プラスチック・スマート宣言</div>                          |  | 23. 仮設工事 <div>1. 仮設工事施工計画書以降の事項を含む仮設工事施工計画書を提出すること。</div>                                                                                                                                                                                         |  | 空調設備 空調機等のフロンについては「改正フロン回収、破壊法」に基づき、適正に処理を行うこと（R-11、12、22など）。                                                                                                                                                                                |  |
| 3. 提出書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  | 14. 環境により負荷の小さい自動車利用 <div>本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。<div>・ディーゼル車規制に適合する自動車であること</div><div>・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。</div>なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。</div>                       |  | 24. 各種点検、調査、見学会等への協力 <div>(1) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。</div>                                                                                                                                                                   |  | その他 ○ 耐火被覆等についてアスベスト材の恐れがある場合は、解体着手前に必要に応じて分析調査を行い作業を行うこと。（設計図書に明記していない範囲の分析調査費用に関しては、監督員と協議のうえ、契約変更の対象とする）○ 騒音計、振動計：工事作業期間は各測定器を設置し、騒音規制法・振動規制法に遵守し作業を行うこと。また、事前に関係各署へ届け出を行うこと。設置位置については監督員の指示による。○ 冷蔵庫、ルームエアコン等については家電リサイクル法に基づき適正に処置すること。 |  |
| 調査報告 <div>a. 標準仕様書に示す手続書類の他に、下記書類を提出すること。<div>ア）主任技術者届 1部</div><div>イ）工種別協力業者届 1部</div><div>ウ）短期工程表 3部</div><div>エ）発生材捨場先届 1部</div><div>オ）作業日誌 1部</div></div> <div>b. 特許権等の調査について</div> <div>この工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に充分調査する。</div> <div>c. 下請け業者の報告</div> <div>工程別の下請け業者を選定次第、下請け業者一覧表より監督員に報告する。（廃棄物処理に関して、運搬及び処理業者と契約を締結したときは、すみやかに処理業の許可と契約書について監督員の確認を受けること）</div> |  | 15. 環境により負荷の小さい自動車利用 <div>本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。<div>・ディーゼル車規制に適合する自動車であること</div><div>・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。</div>なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。</div>                       |  | 25. 各種点検、調査、見学会等への協力 <div>(1) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。</div>                                                                                                                                                                   |  | 調音機 調音機等のフロンについては「改正フロン回収、破壊法」に基づき、適正に処理を行うこと（R-11、12、22など）。                                                                                                                                                                                 |  |

|                           |                           |                           |          |     |   |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|----------|-----|---|
| 工 事 名 旧日野市商工会館 解体工事       |                           |                           |          |     |   |
| 図 番                       | 特-1                       | 図 名                       | 特記仕様書(1) | 縮 尺 | — |
| 作 国 令和 年 月 日 訂 正 令和 年 月 日 | 監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課 |                           |          |     |   |
|                           |                           | 設 計 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課 |          |     |   |

第3章 解体撤去工事その他

1. 解体工事計画書

- A. 施工計画には、解体工法、作業内容、解体部位の順序、工程及び使用する機械類等を詳細に明記すること。
- また、工事着手にあたって以下の事項を記載したリサイクル計画を作成し、施工計画に含めて監督員に提出する。
- a. 工事概要等
- 工事件名、工事場所、現場代理人名、廃棄物管理責任者、工期、工事概要、解体業者名、分別解体の手順等
- b. 建設副産物の種類、リサイクルの方法等
- 種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量、最終処分量、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他
- c. 運搬・処理業者名
- 業者名、許可番号、許可の種類、許可の期限等
- d. 現場での分別
- 工事現場での発生材の分別方法、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ゴミ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別方法、材料の梱包材、切れ端、金属類等分別収集方法等
- e. 石綿（吹付含有）含有建材の撤去処分方法、処分先、運搬経路、その他
- f. フロンガスの撤去処分方法、処分先、運搬経路、その他

B. 施工計画書の添付書類

請負者は、施工計画書に以下の関係書類のうち、必要となるものを添付する。

- ア. 「再生資源利用計画書」（様式1）
- イ. 「再生資源利用促進計画書」（様式2）（工事竣工後1年保管）
- ウ. 「金属くず等の搬出計画書」（様式3）（工事竣工後1年間保管）
- エ. 「建設廃棄物処理計画書」（様式4）（工事竣工後5年間保管）
- オ. 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証の写し（民間受入地へ搬出する場合に限る）
- カ. 収集運搬・処理業者の許可証の写し（中間処理後に最終処分又は工場等での再資源化を行う場合は、中間処理後の収集運搬業者及び最終処分業者又は工場等の施設の許可証の写しも含める。）
- キ. 廃棄物処理委託契約書の写し（中間処理後に最終処分または工場等での再資源化を行う場合は中間処理収集運搬業者及び最終処分業者又は工場等の施設の許可証の写しも含める。）
- ク. 運搬ルート図
- ケ. 使用するマニフェストの様式

2. リサイクル報告書の作成

請負者は、リサイクル実施状況等について、以下の関係書類のうち、必要なものを作成し、リサイクル

報告書にとりまとめて監督員に報告する。

- ア. 「再生資源利用実績書」（様式1）
- イ. 「再生資源利用促進実績書」（様式2）（工事竣工後1年間保管）
- ウ. 「金属くず等の搬出実績書」（様式3）（工事竣工後1年間保管）
- エ. 「建設廃棄物処理実績書」（様式4）（工事竣工後5年間保管）
- オ. 「建設発生土搬出のお知らせ」（様式5）
- カ. 「リサイクル阻害要因説明書」（様式6）（工事竣工後1年間保管）
- キ. 「リサイクル状況記録写真」

3. 工法

- a. 解体工事は、地上部分、地中部分、外構部分共油圧による粉砕機を用いた、無振動、無騒音工法とする。
- b. 解体の手順については、施工計画書に詳細に明記し、監督員の承諾を受けること。
- c. 粉塵防止のため作業中は常時散水を行うこと。
- d. 解体建物の部材断面が設計図書と多少相違していても設計変更の対象にしない。
- e. 地中部分の解体後は発生材を充分にさらうこと。
- f. 土間コンクリートは基盤状に適切な大きさにカッター入れを行い、圧砕機により解体すること。

4. 建築副産物の処理

- (1) 建設副産物の取扱いは、次による。
- 受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（鳥しよにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（鳥しよ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。
- ア 建設副産物の処理
- a. 解体に伴い発生する発生材は、所定の場所に集積し、随時場外に搬出すること。
- b. 特定建設資材廃棄物（コンクリート、金属類、木材、アスファルトコンクリート）については、極力分別解体し再資源化に努めること。
- c. コンクリート塊は、30cm以下の大きさに解体し、受け入れ可能な発生生産工場へ持ち込み処理する。
- d. 特記以外の発生材は、産業廃棄物の種類に応じた処理基準に従い適正に処理すること。
- e. 発生材のうち鋼材については、有価物件として施工者の買い取りを条件とする。その価格は工事費と相殺する。工事完了時、発生鋼材調査を作成提出する。当初の見込み数量と現場発生数量とに過不足が生じても、設計変更は行わない。
- f. 搬出先は、請負者が「建築副産物情報交換システム」等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認して適切な再資源化施設等を選定する。
- g. 標準仕様書には、再生資源利用（計画書・実績書）及び再生資源利用促進（計画書・実績書）、建設廃棄物処理（計画書・実績書）を開東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会事務局に送付することと規定されているが、この送付は要しない。

エ 建設リサイクル法に係る手続

受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12 年法律第104 号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」、に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。

オ 有害物質のチェック

受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。

キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示

関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。

ク リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

(ア) 再生資源利用実施書

- 受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。
- ①土砂を搬入する工事
- ②碎石を搬入する工事
- ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事

(イ) 再生資源利用促進実施書

- 受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。
- ①建設発生土を搬出する工事
- ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

(ウ) リサイクル阻害要因説明書

- 工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。
- ①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
- ②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合
- ③土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合
- ④碎石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整碎石は除く）
- ⑤アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（N7（IBD）交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは郊外等）
- ⑥現場内で分別を行わない場合

5. マニフェスト等の提示

a. マニフェストの提示

請負者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物管理表（マニフェスト）を利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェストのうち、請負者が保管するものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。なお、電子マニフェストを利用する場合は、（財）産業廃棄物処理振興センターから、通知された処理結果を排出業者（請負者）がプリントアウトしたものの写しを提示する。

b. 集計表の提示

請負者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提示する。

c. リサイクル伝票の提示

請負者は、産業廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度や個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土など）については、「リサイクル伝票」（写しても良い）を監督員に提出する。

その様式は、請負者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。

d. リサイクル証明書の提示

請負者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合や、高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設や製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しても良い）を監督員に提出する。

6. 埋め戻し及び整地

- a. 地中部分の撤去跡地には、場内土を使用して危険のない程度平坦に埋め戻す。

7. その他

- a. 重機、車両の回送、搬出等車両の運行については、道路法、車両制限令その他関係法令に充分留意する。
- b. 発生材搬出車両の集荷については適正量とし、シート等を完備する。
- c. 重機等の搬出入については、必ずガードマンに誘導させるなど、危険防止に特に留意し、場内の安全管理についても充分留意する。
- d. 取り壊し建物の設備引き込み管撤去については、本工事で行う。この場合公官署への手続きの必要なものは、所定の手続きを行うこと。
- e. 工事完了後は、現場の周囲を含め残存ガラ及び残材は全て搬出し清掃を行うこと。
- f. 工事の施工に伴い近隣家屋等に損害を与えた場合には、施工者の責任に置いて誠意をもってすみやかに損害の補償を行うこと。
- g. 工食用重量車の通行にあたり、事前に道路管理者の立ち会いを受けて現況を把握しておくこと。工事完了時には再度道路管理者の立ち会いを受け、破損箇所がある場合には、道路管理者の指示に基づき補修する。
- h. 現場内における廃材の焼却処分は絶対行わないこと。
- i. 既存電気設備配管、既存給排水設備配管について、図示により基本的に止結するが、現場着工前に監督員の承認、指示を得ること。
- j. 撤去を行う高圧三相コンデンサ等、電気機器類については、低濃度PCB混入についてメーカー確認を行い、検査を行ったうえで報告すること。この場合の費用は全て請負者の負担とする。
- また、低濃度PCBの混入した機器類は銅板製の容器に収めること。
- k. トラックの車輪、作業員の靴の洗浄を行うこと。
- i. 道路等を汚した場合は、速やかに水洗いを行い清掃すること。

8. 石綿撤去処分作業及び石綿含有分析調査について

解体作業に先立って、目視による調査を行い、事前調査の結果を市へ書面で報告すること。

また、調査結果を掲示板により公衆に見やすいよう掲示すること。

解体建物の配管ダクトパッキン材についてはアスベスト含有あり。

9. 残留廃棄物の処分について

建物内及び倉庫内に残っている廃棄物については、全て解体工事で適正に処分を行うこと

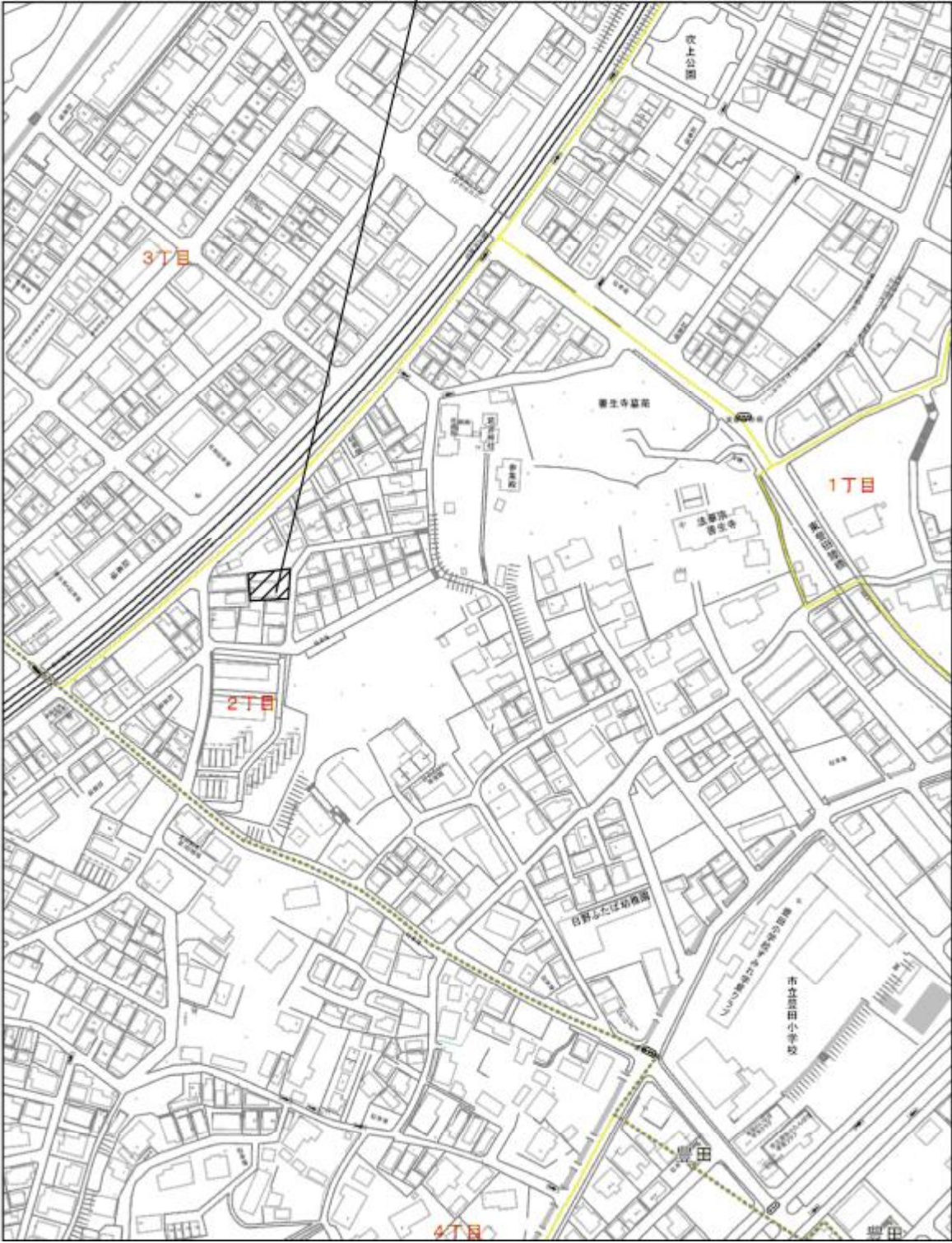
10. 過積載の防止

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

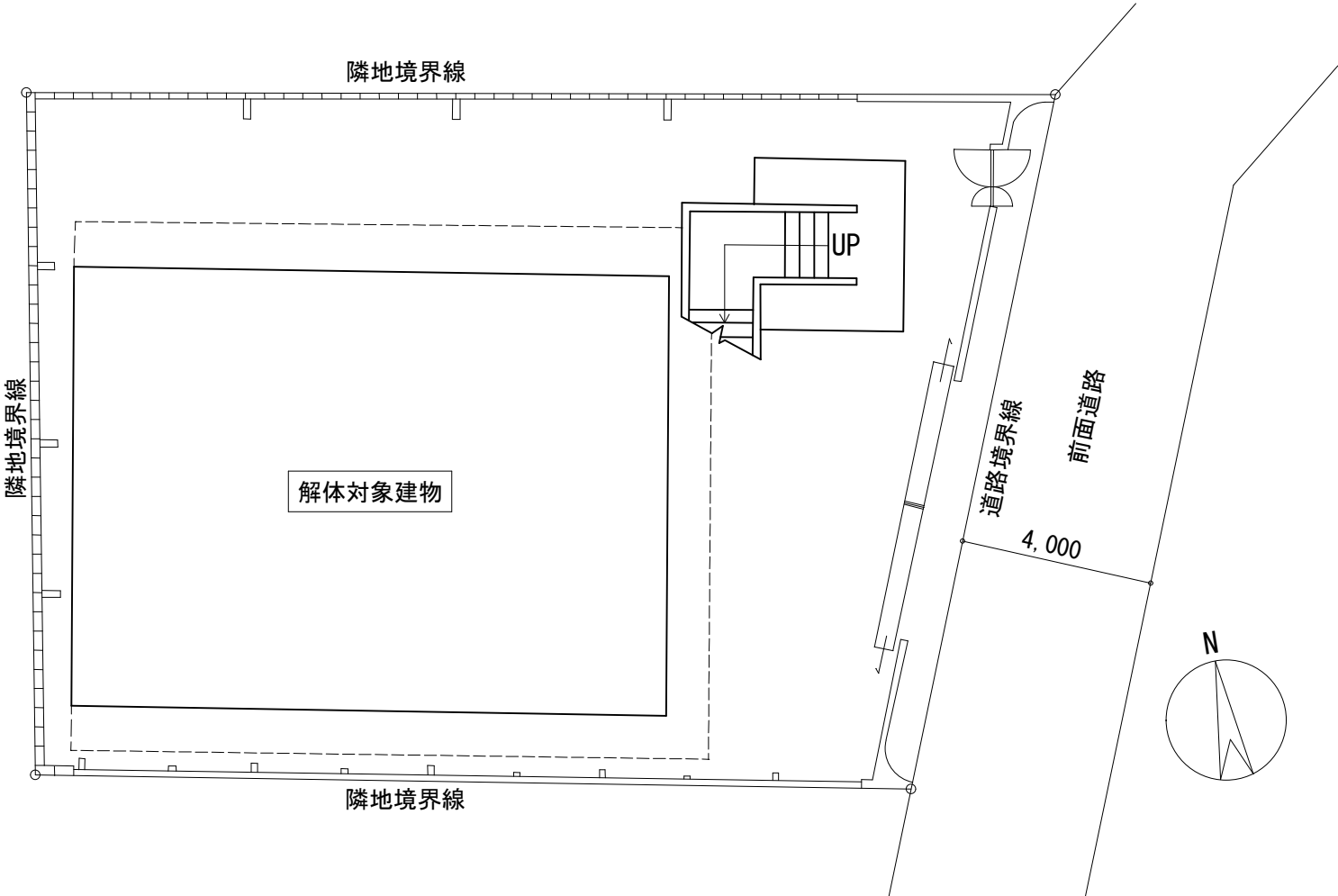
「過積載防止対策マニュアル」は、東京都財務局ホームページを参照する。

| 工 事 名 旧日野市商工会館 解体工事    |       |                           |          |     |   |
|------------------------|-------|---------------------------|----------|-----|---|
| 図 番                    | 特-2   | 図 名                       | 特記仕様書(2) | 縮 尺 | — |
| 作 図<br>令和<br>訂 正<br>令和 | 年 月 日 | 監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課 |          |     |   |
|                        |       | 設 計 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課 |          |     |   |

計画地：日野市東豊田二丁目34番10



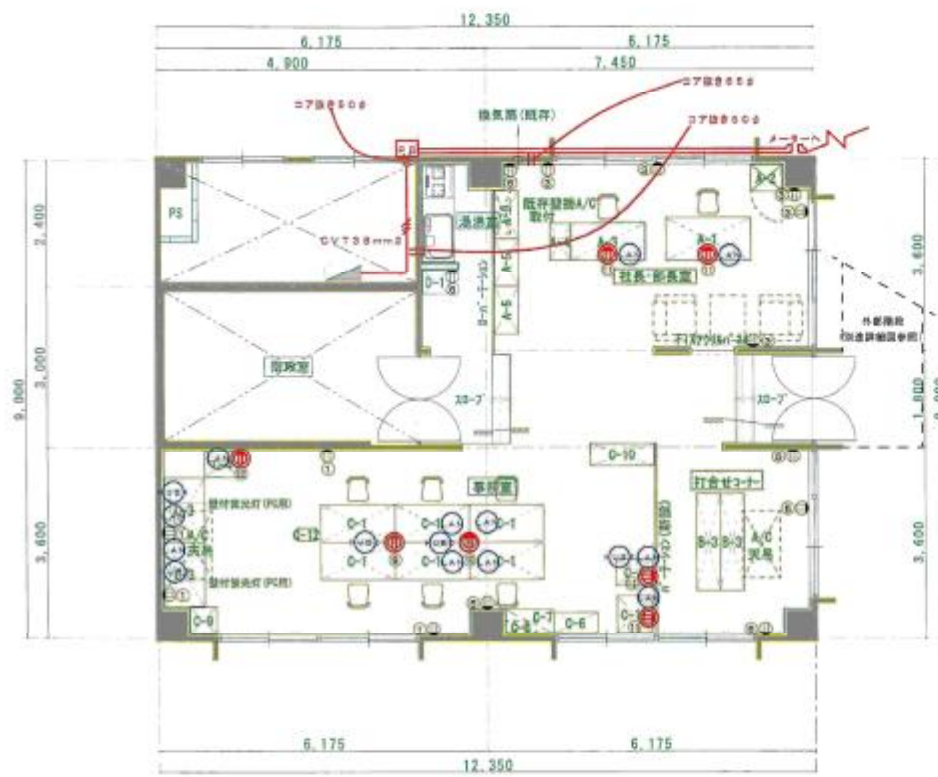
案内図



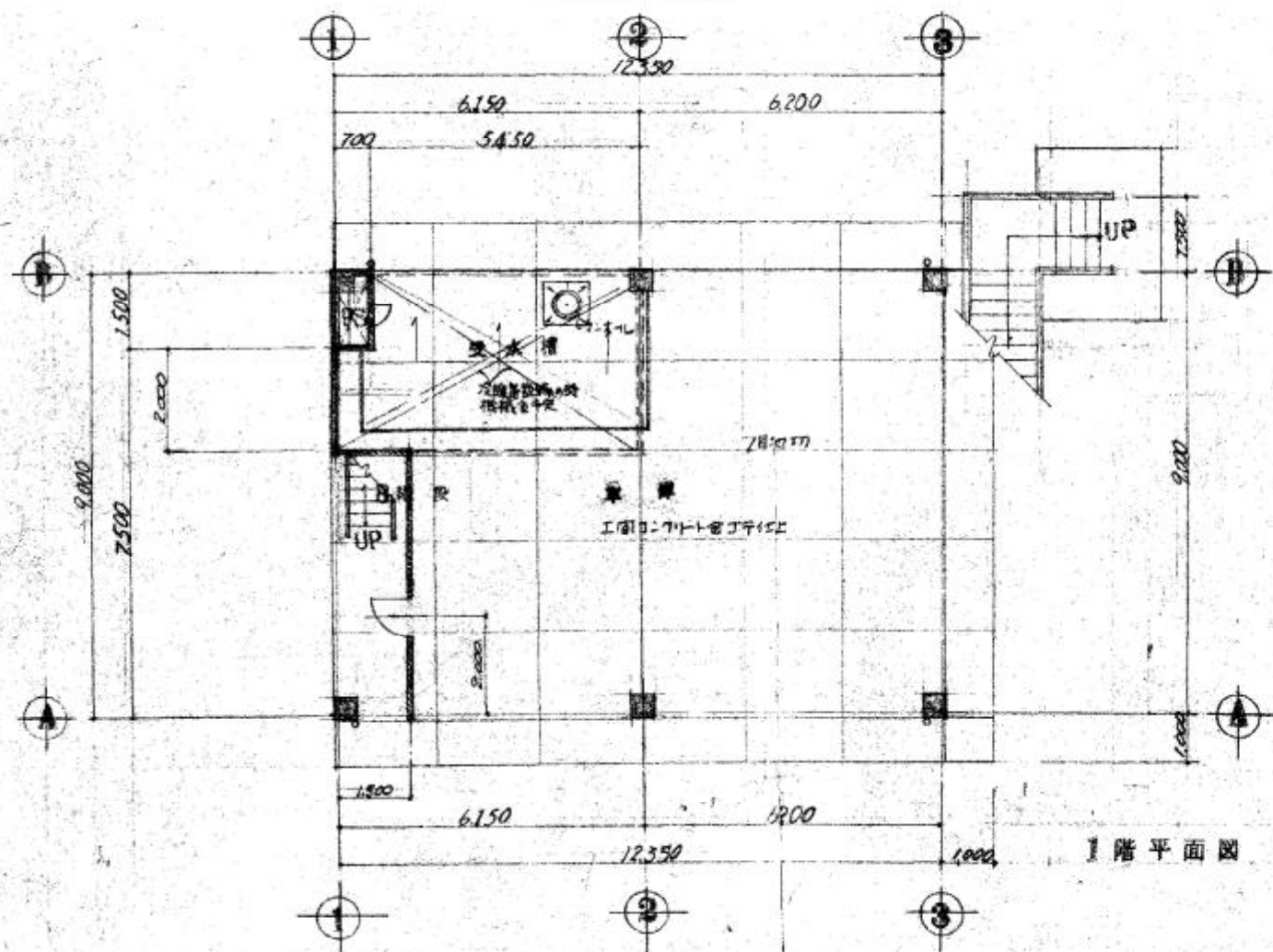
配置図

|                       |               |                |         |    |                      |
|-----------------------|---------------|----------------|---------|----|----------------------|
| 工事名                   | 旧日野市商工会館 解体工事 |                |         |    |                      |
| 図番                    | A-1           | 図名             | 案内図・配置図 | 縮尺 | A2:1/100<br>A3:1/141 |
| 作図<br>訂正<br>令和<br>年月日 | 年月日           | 監理 日野市総務部建築営繕課 |         |    |                      |
|                       |               | 設計 日野市総務部建築営繕課 |         |    |                      |





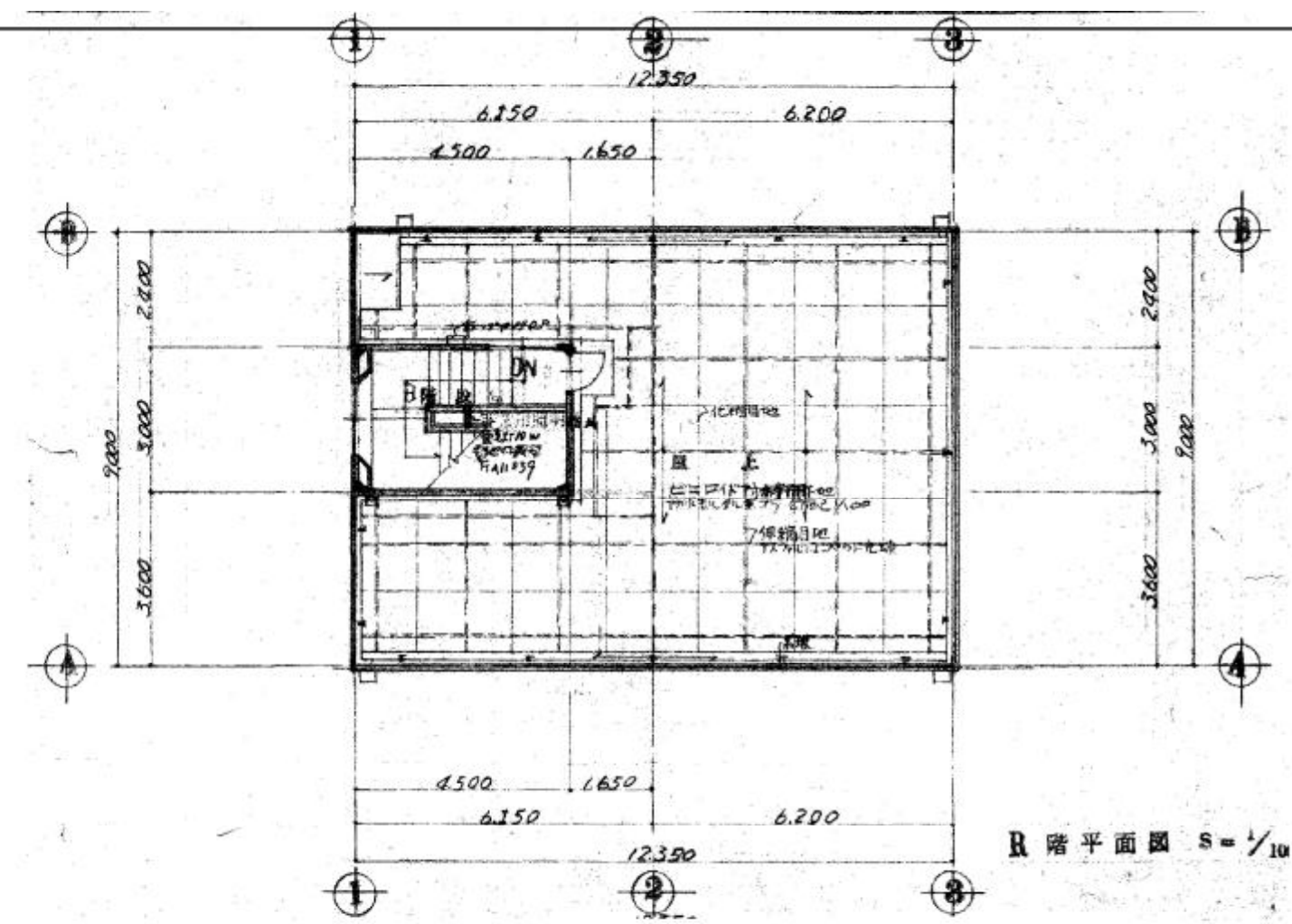
2階平面図 S=1:100



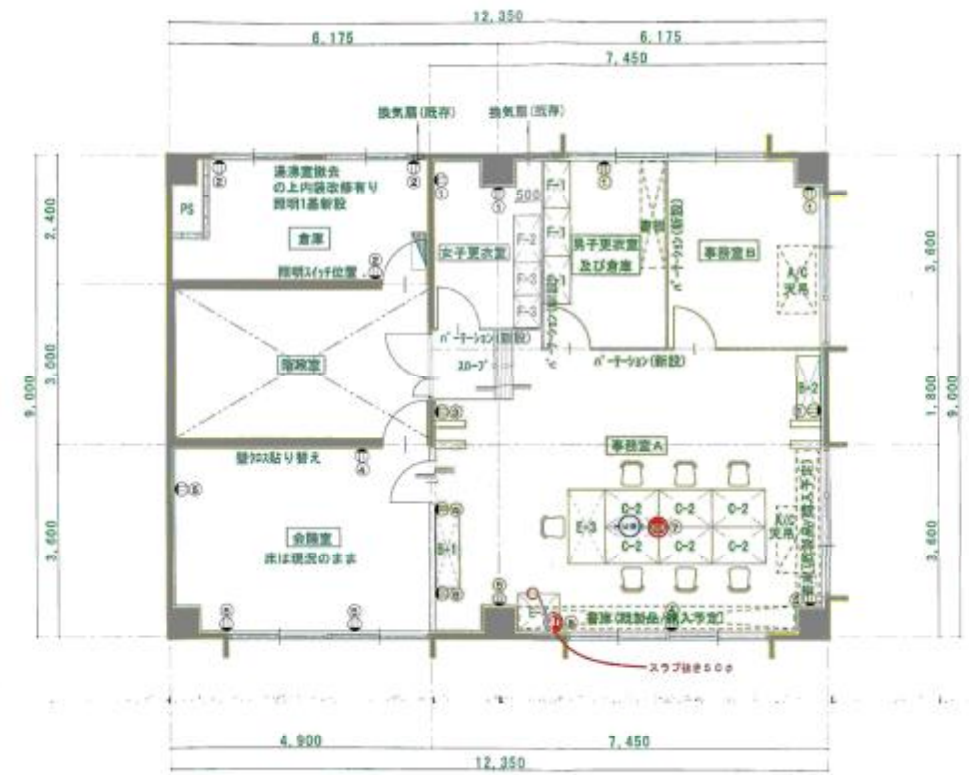
1階平面図 S=1/100

凡 例

- 乙種防火戸 (F-207付)
- 非常用出入口 (金網扉付)

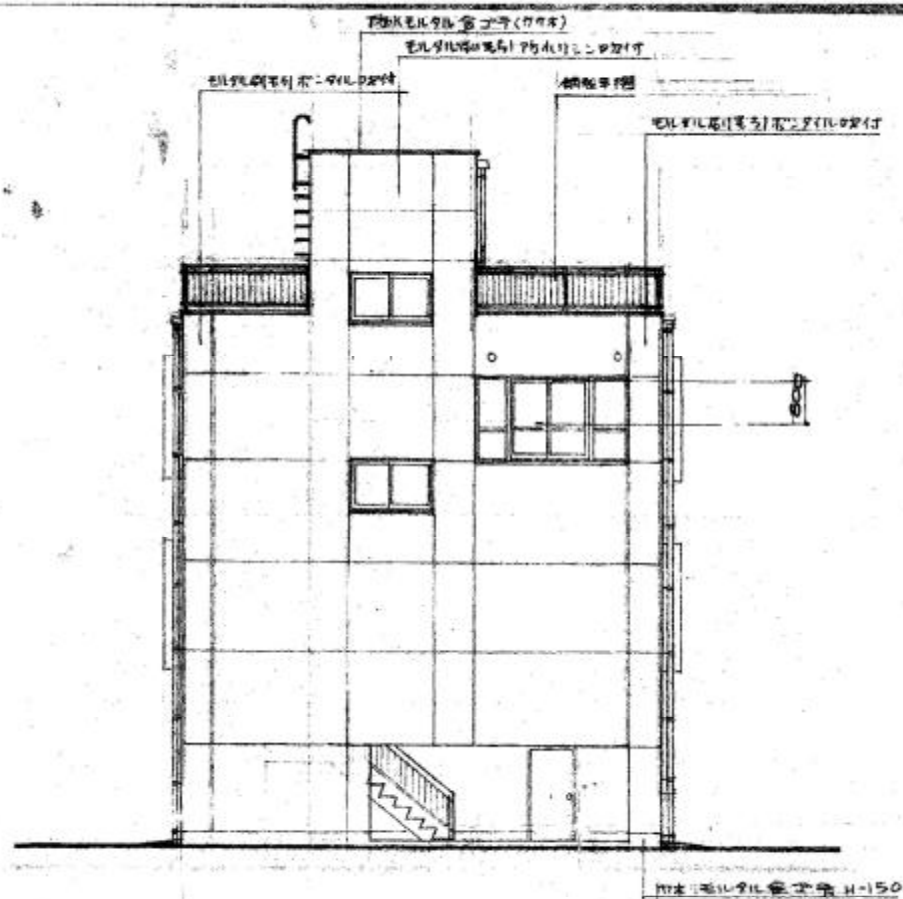


R階平面図 S=1/10

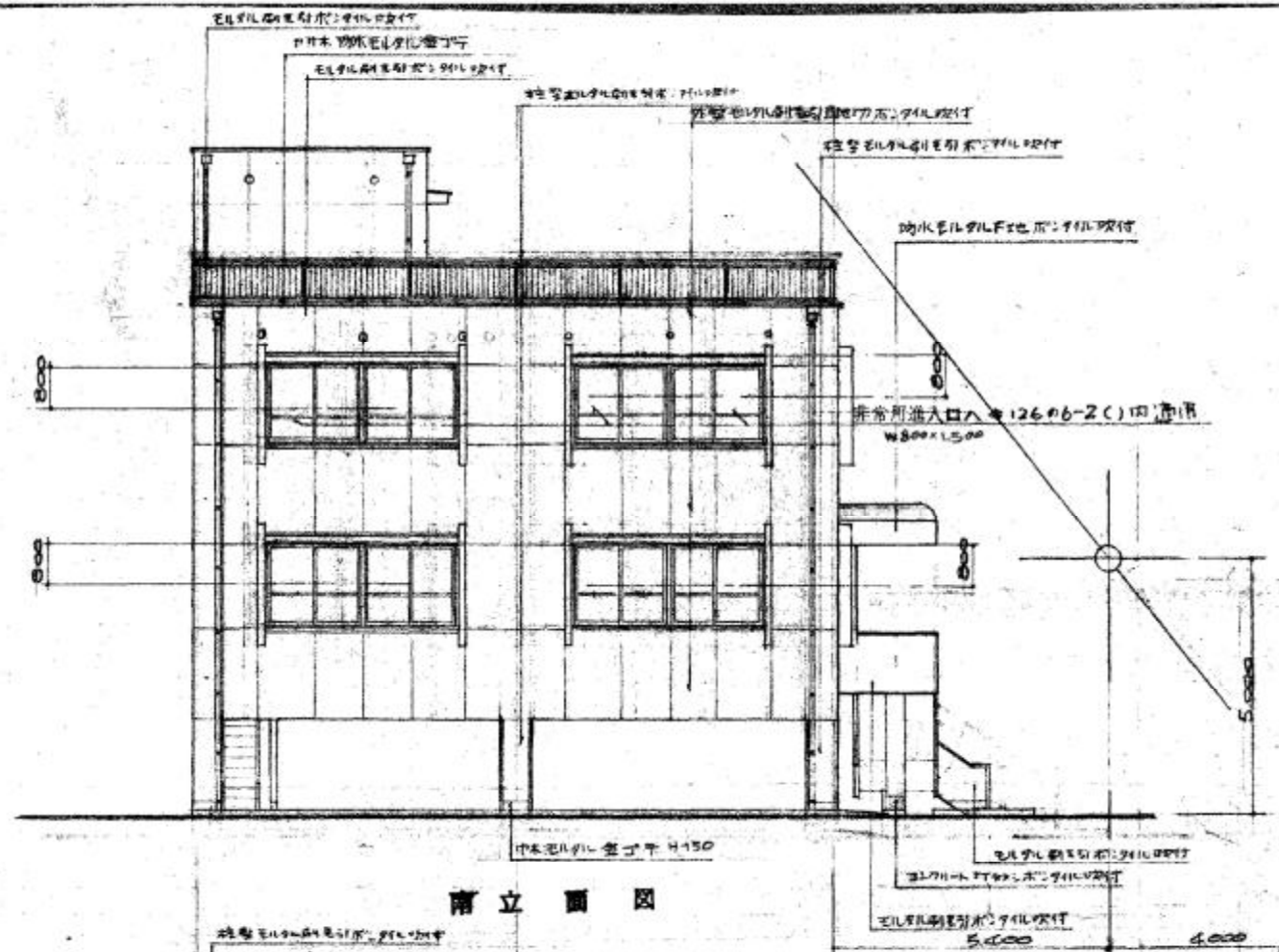


3階平面図 S=1:100

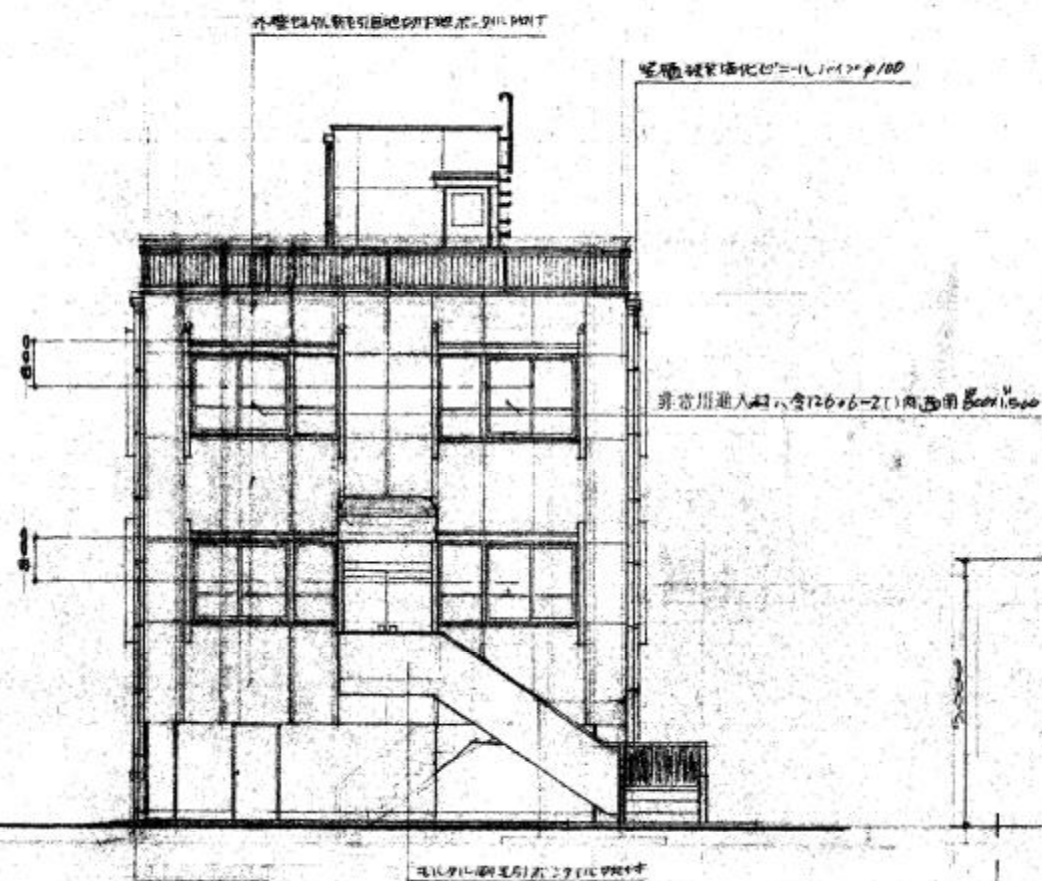
|     |                      |    |              |
|-----|----------------------|----|--------------|
| 工事名 | 旧日野市商工会館 解体工事        |    |              |
| 図番  | A-3                  | 図名 | 平面図          |
| 縮尺  | A2:1/100<br>A3:1/141 | 作図 | 年月日          |
| 訂正  | 年月日                  | 監理 | 日野市総務部 建築営繕課 |
|     |                      | 設計 | 日野市総務部 建築営繕課 |



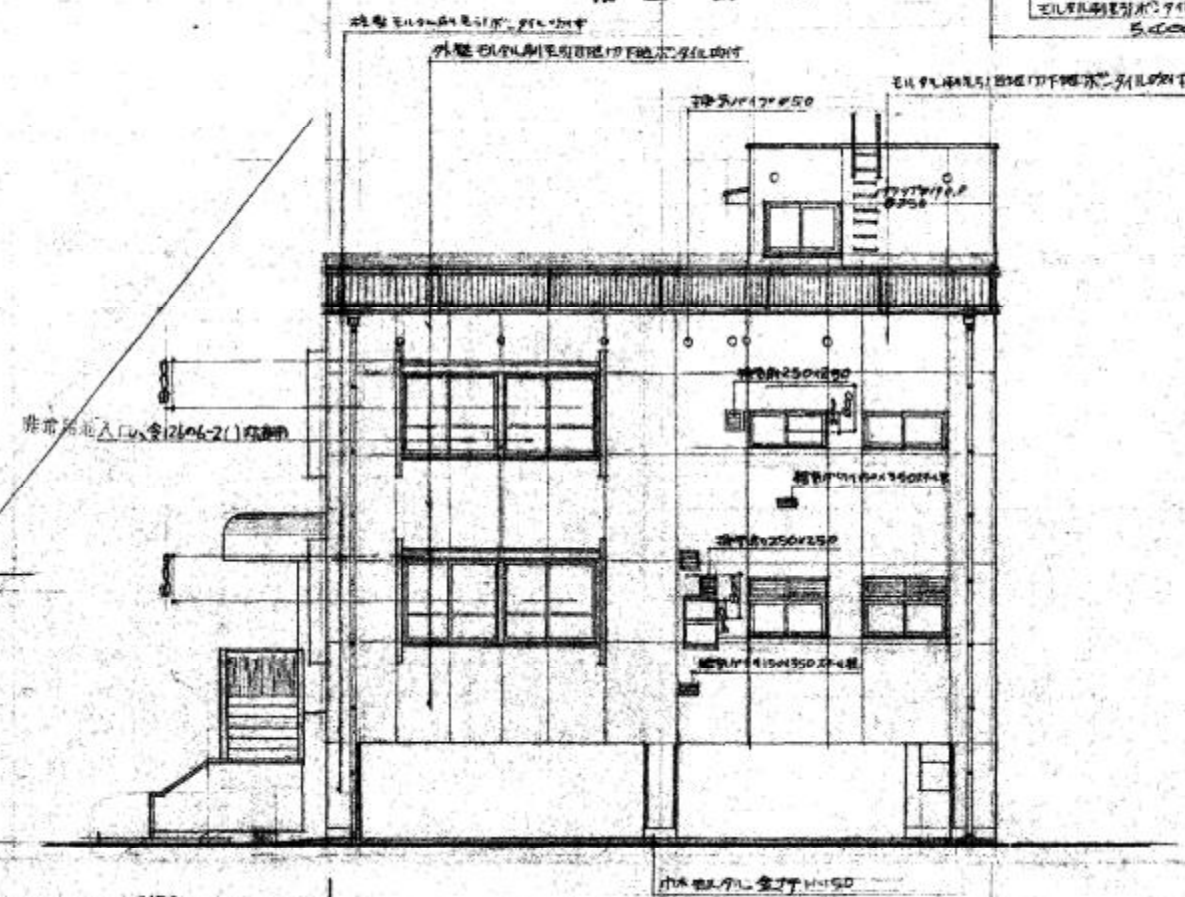
西立面図



南立面図



東立面図

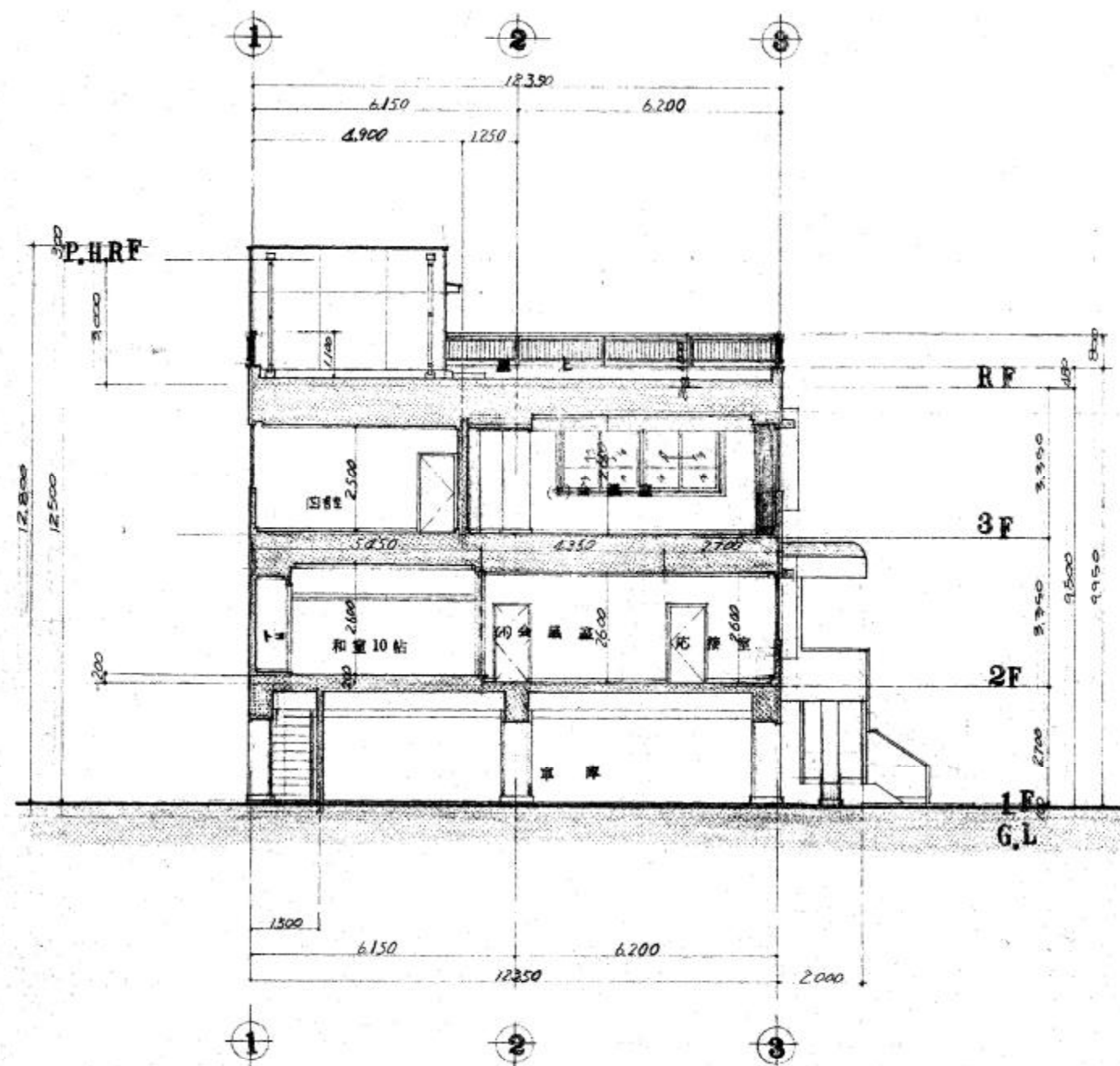


北立面図

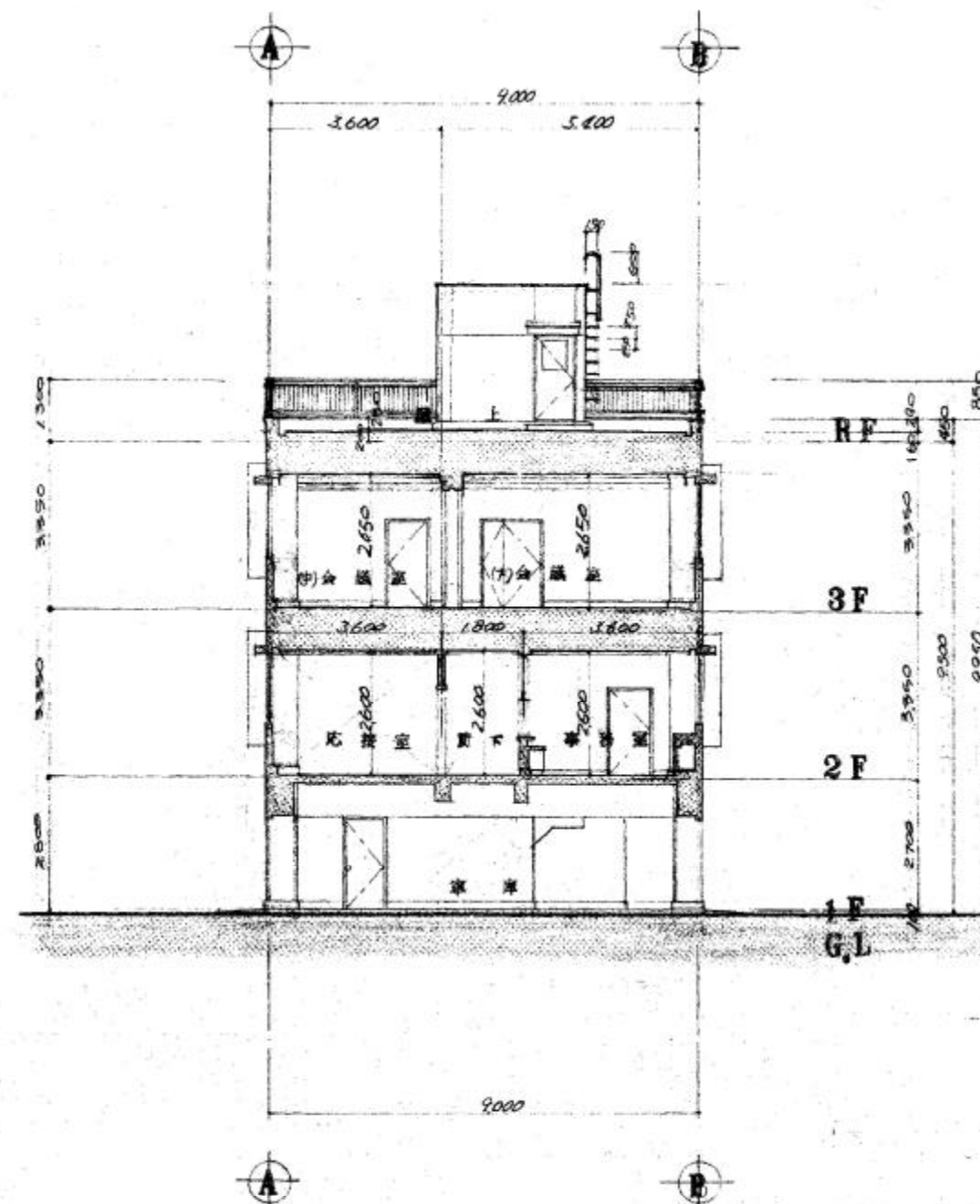
凡例

非常用出入口 126号2号(1)内通

|                |                 |    |     |                              |
|----------------|-----------------|----|-----|------------------------------|
| 工事名            | 旧日野市商工会館 解体工事   |    |     |                              |
| 図番             | A-4             | 図名 | 立面図 | 縮尺<br>A2: 1/100<br>A3: 1/141 |
| 作成<br>令和 年 月 日 | 監理 日野市総務部 建築営繕課 |    |     |                              |
| 訂正<br>令和 年 月 日 | 設計 日野市総務部 建築営繕課 |    |     |                              |

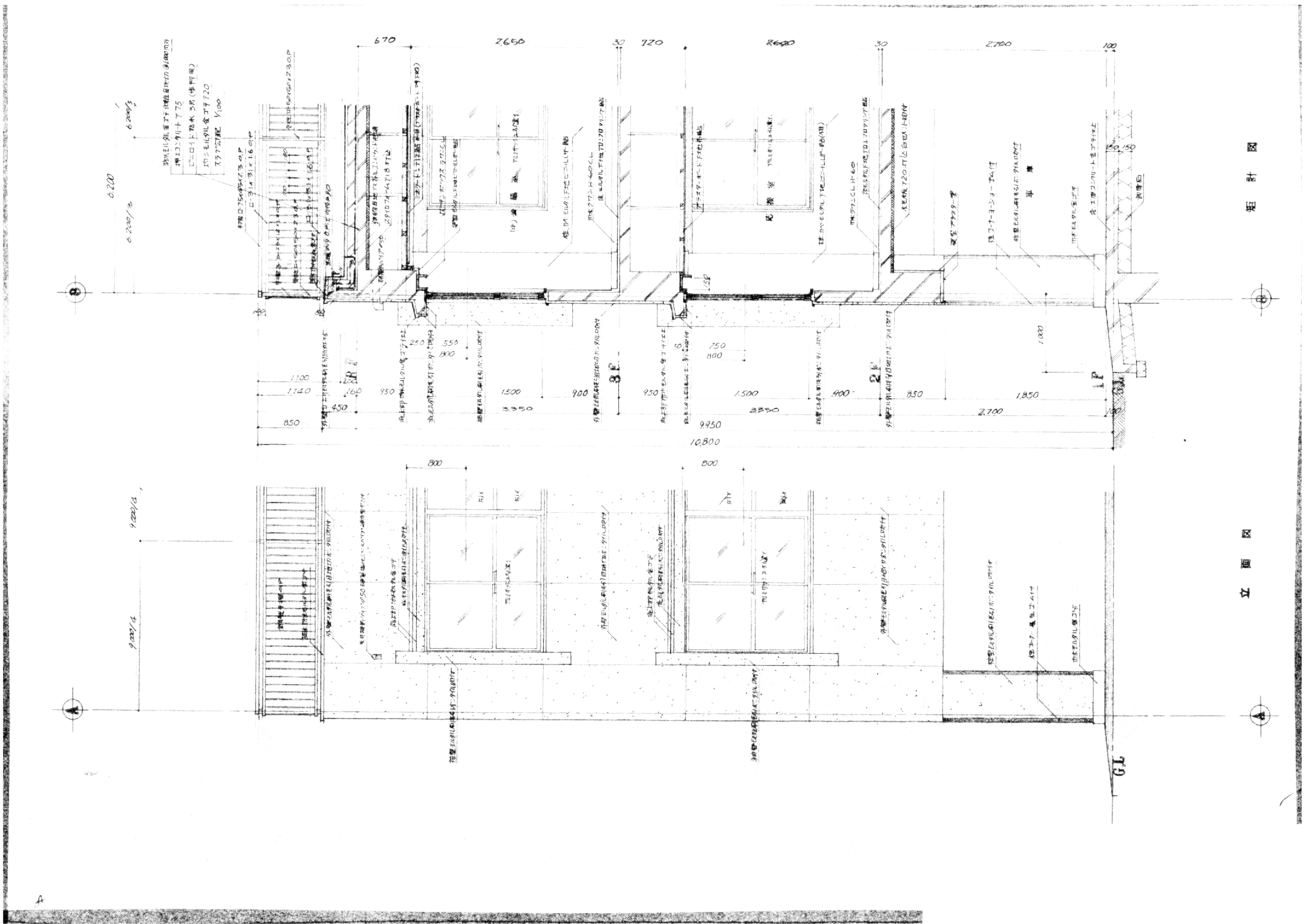


断面図



断面図

|     |               |    |              |    |                        |
|-----|---------------|----|--------------|----|------------------------|
| 工事名 | 旧日野市商工会館 解体工事 |    |              |    |                        |
| 図書  | A-5           | 図名 | 断面図          | 縮尺 | A2: 1/100<br>A3: 1/141 |
| 作成  | 令和 年 月 日      | 監理 | 日野市総務部 建築営繕課 |    |                        |
| 訂正  | 令和 年 月 日      | 設計 | 日野市総務部 建築営繕課 |    |                        |



矩 計 図

断 面 図

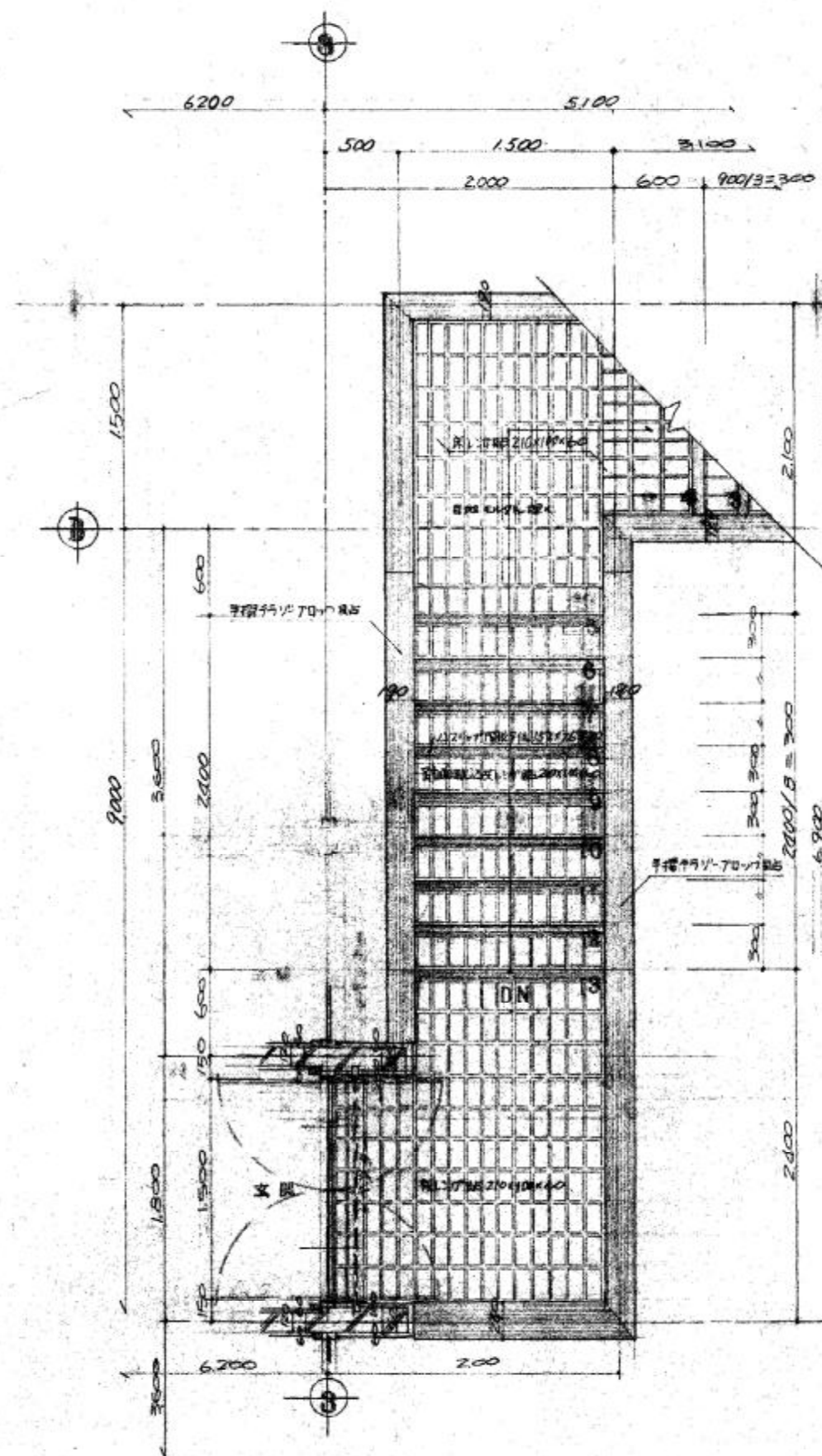
|                     |            |                   |               |                           |                                                               |
|---------------------|------------|-------------------|---------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 工 事 名 旧日野市商工会館 解体工事 |            |                   |               |                           |                                                               |
| 作 図<br>訂 正          | 番 号<br>A-6 | 日 月 年<br>令和 年 月 日 | 図 名<br>矩計図(1) | 縮 尺<br>A2:1/42<br>A3:1/60 | 課 目<br>監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課<br>設 計 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課 |
|                     |            |                   |               |                           |                                                               |



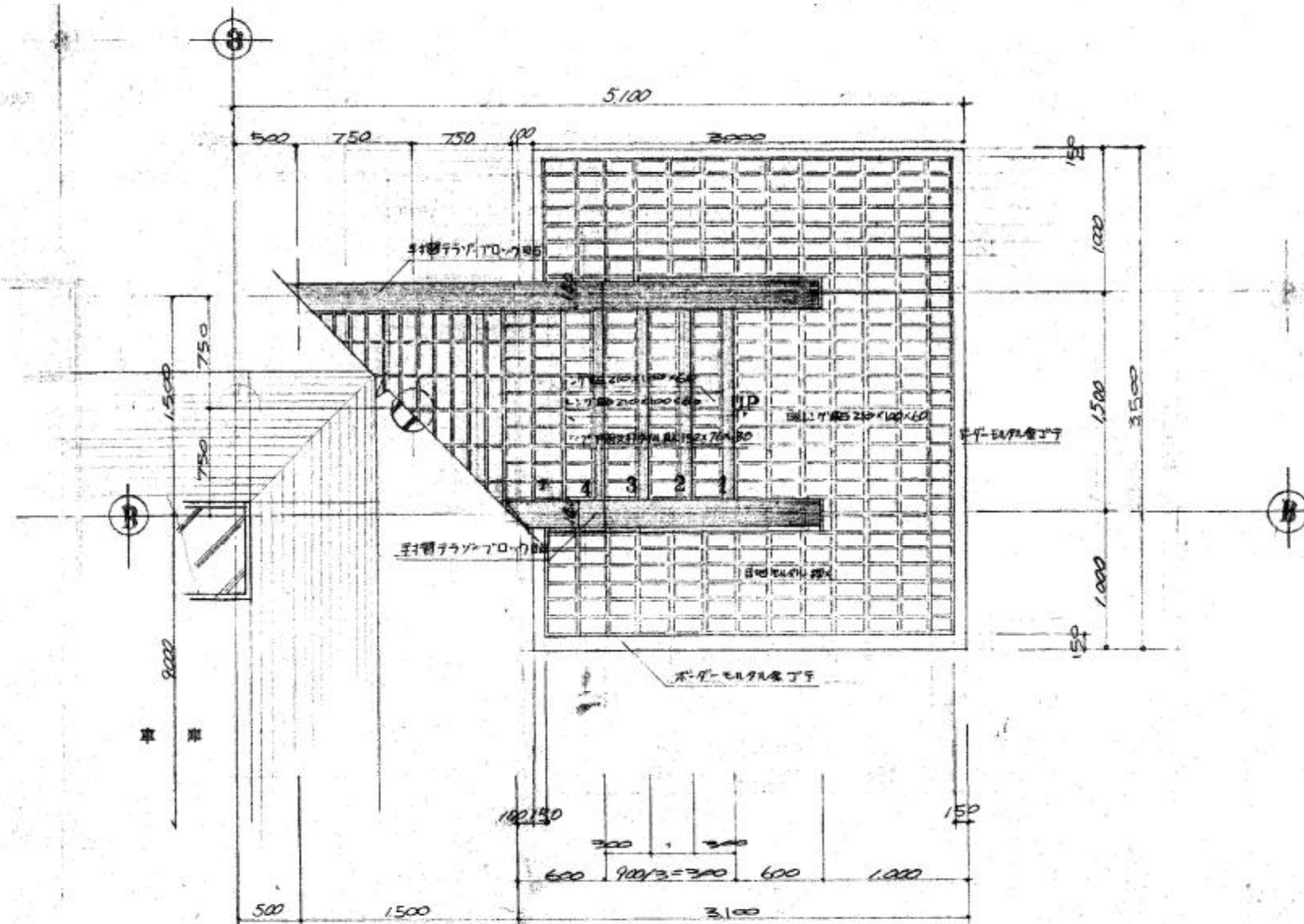
矩計図

立面図

|                   |                 |    |        |    |                    |
|-------------------|-----------------|----|--------|----|--------------------|
| 工事名 旧日野市商工会館 解体工事 |                 |    |        |    |                    |
| 図番                | A-7             | 図名 | 矩計図(2) | 縮尺 | A2:1/42<br>A3:1/60 |
| 作成<br>令和<br>年月日   | 監理 日野市総務部 建築営繕課 |    |        |    |                    |
| 訂正<br>令和<br>年月日   | 設計 日野市総務部 建築営繕課 |    |        |    |                    |

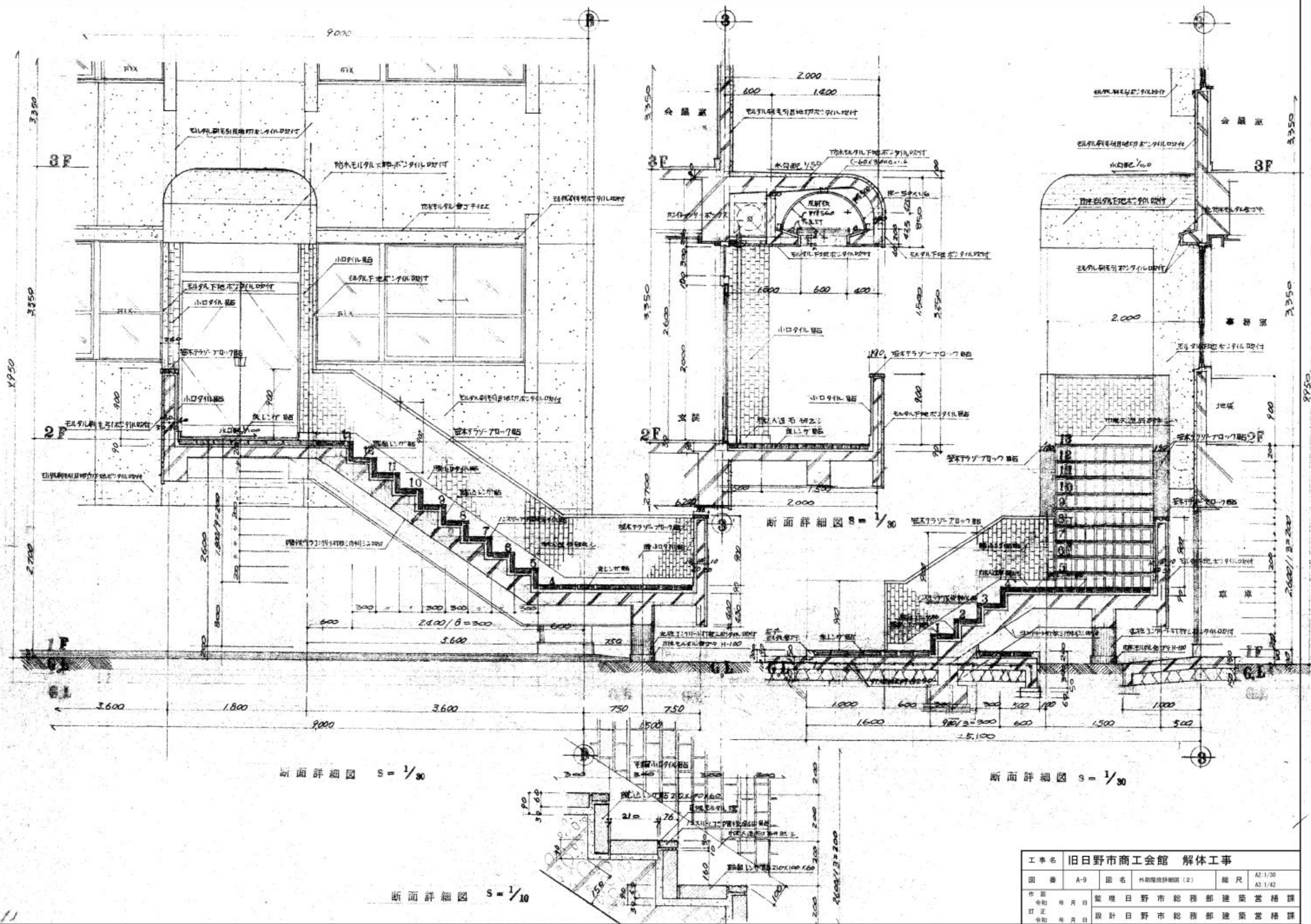


2階平面詳細図

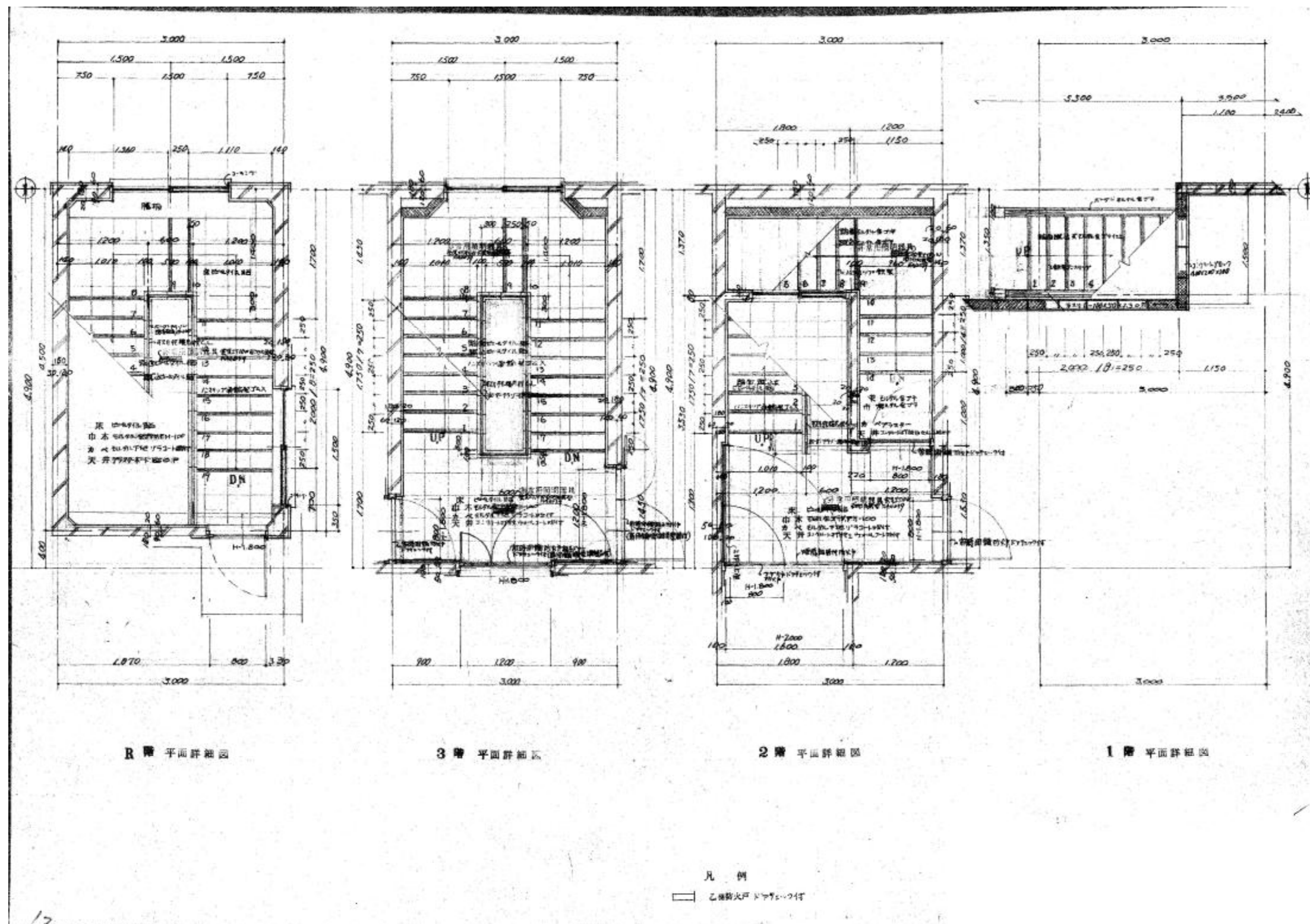


1階平面詳細図

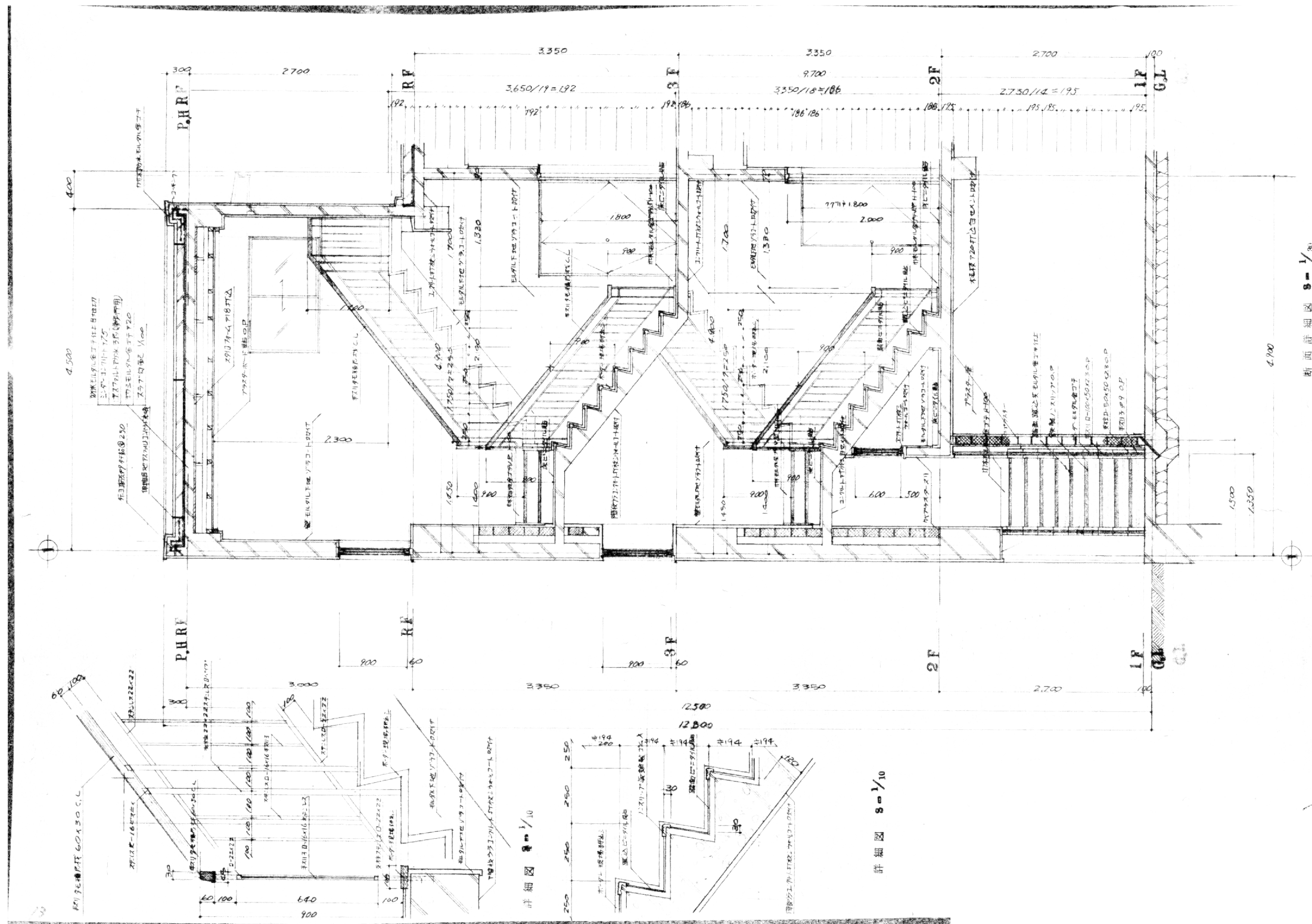
|                |                |    |             |    |                    |
|----------------|----------------|----|-------------|----|--------------------|
| 工事名            | 旧日野市商工会館 解体工事  |    |             |    |                    |
| 図番             | A-8            | 図名 | 外部階段詳細図 (1) | 縮尺 | A2:1/30<br>A3:1/42 |
| 作成<br>令和 年 月 日 | 監理 日野市総務部建築営繕課 |    |             |    |                    |
| 訂正<br>令和 年 月 日 | 設計 日野市総務部建築営繕課 |    |             |    |                    |



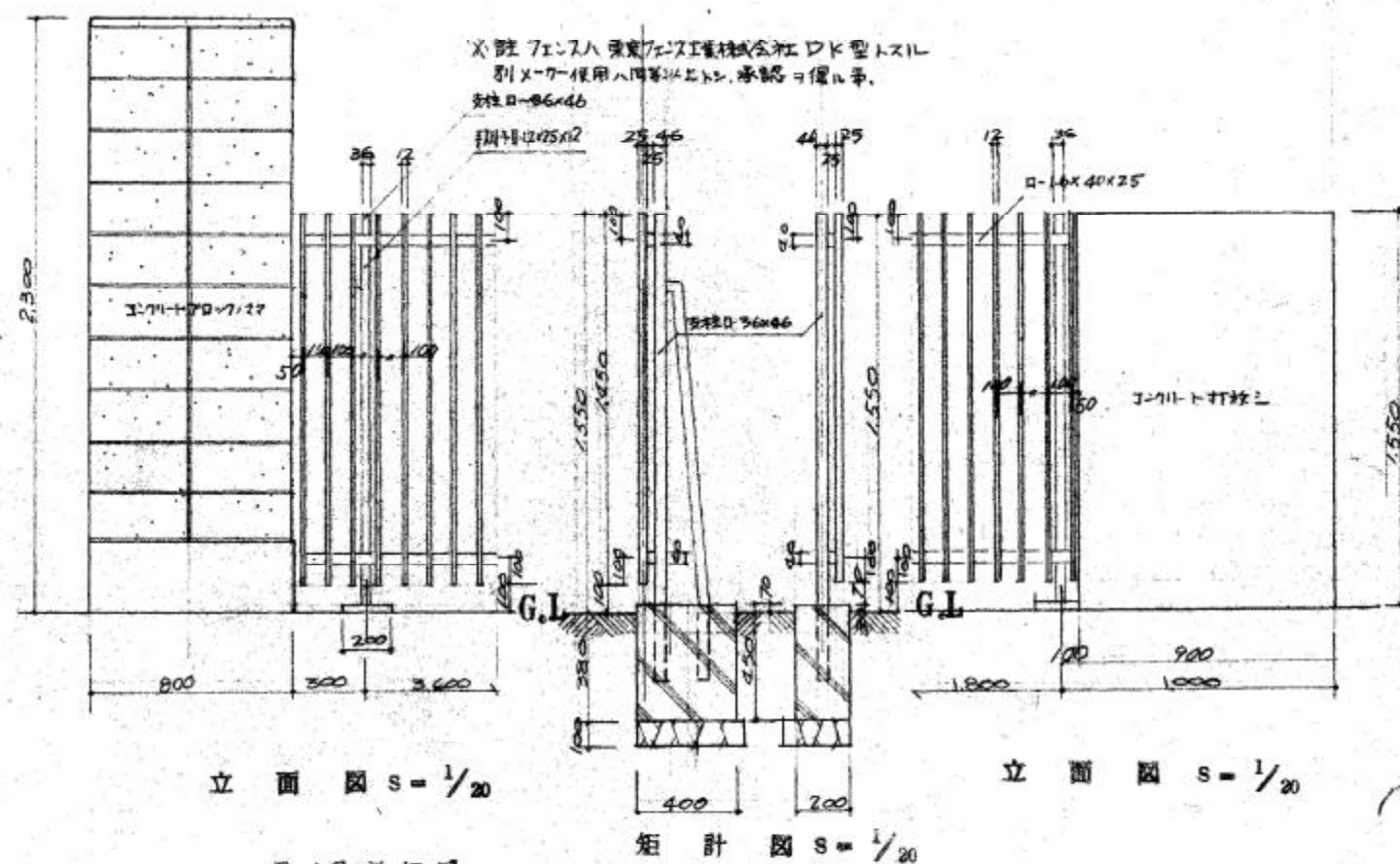
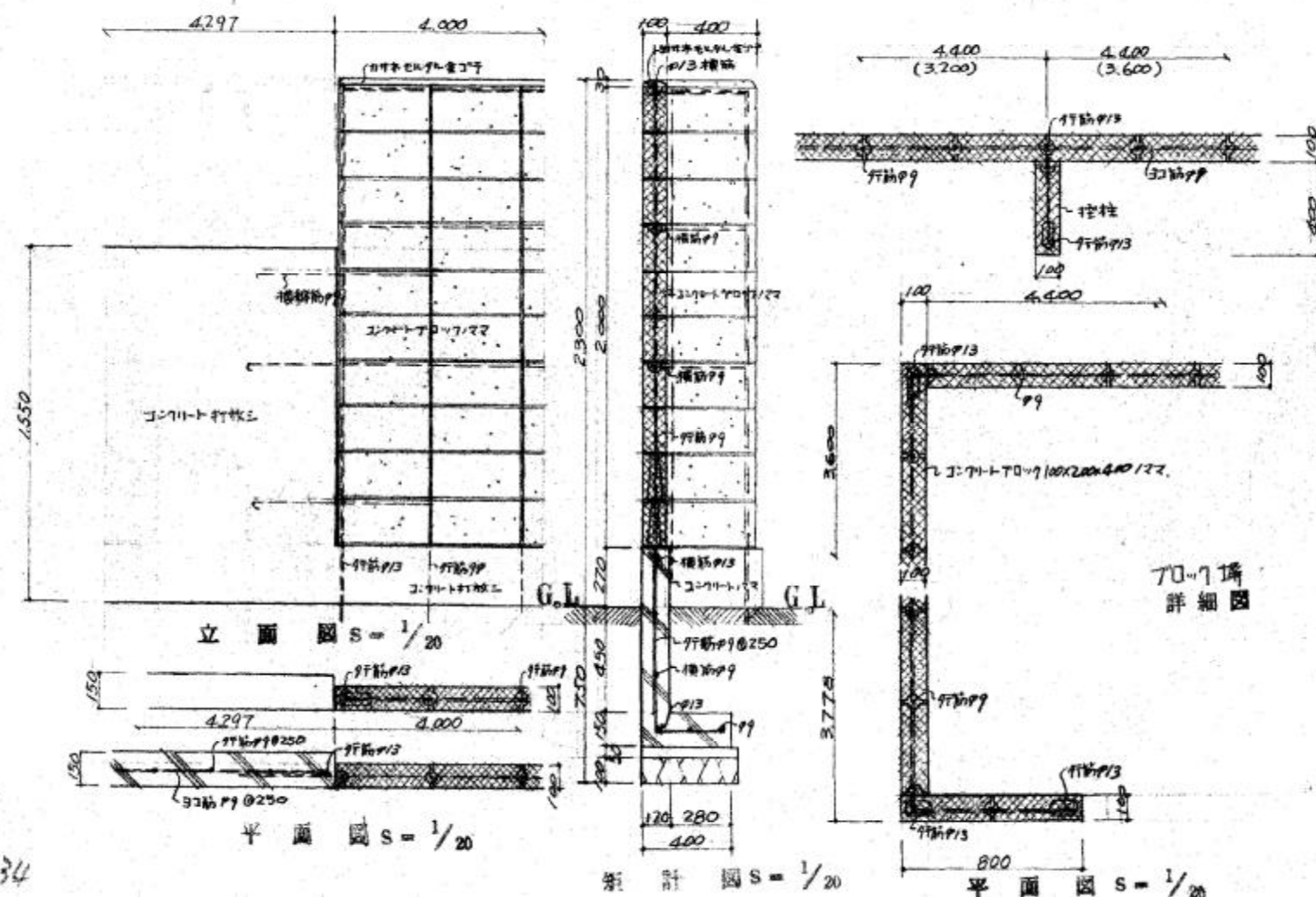
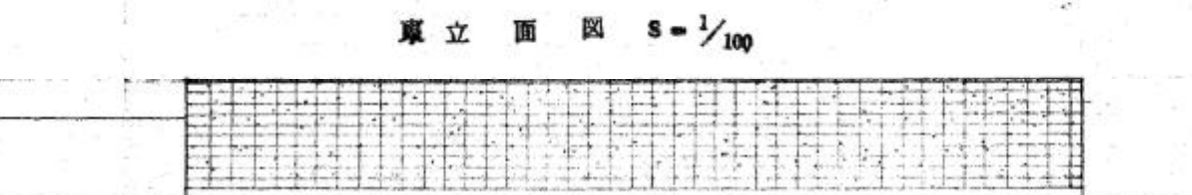
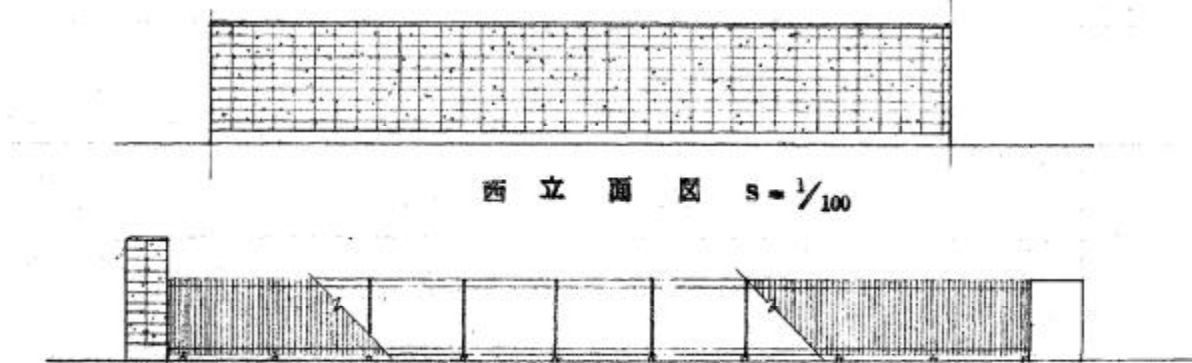
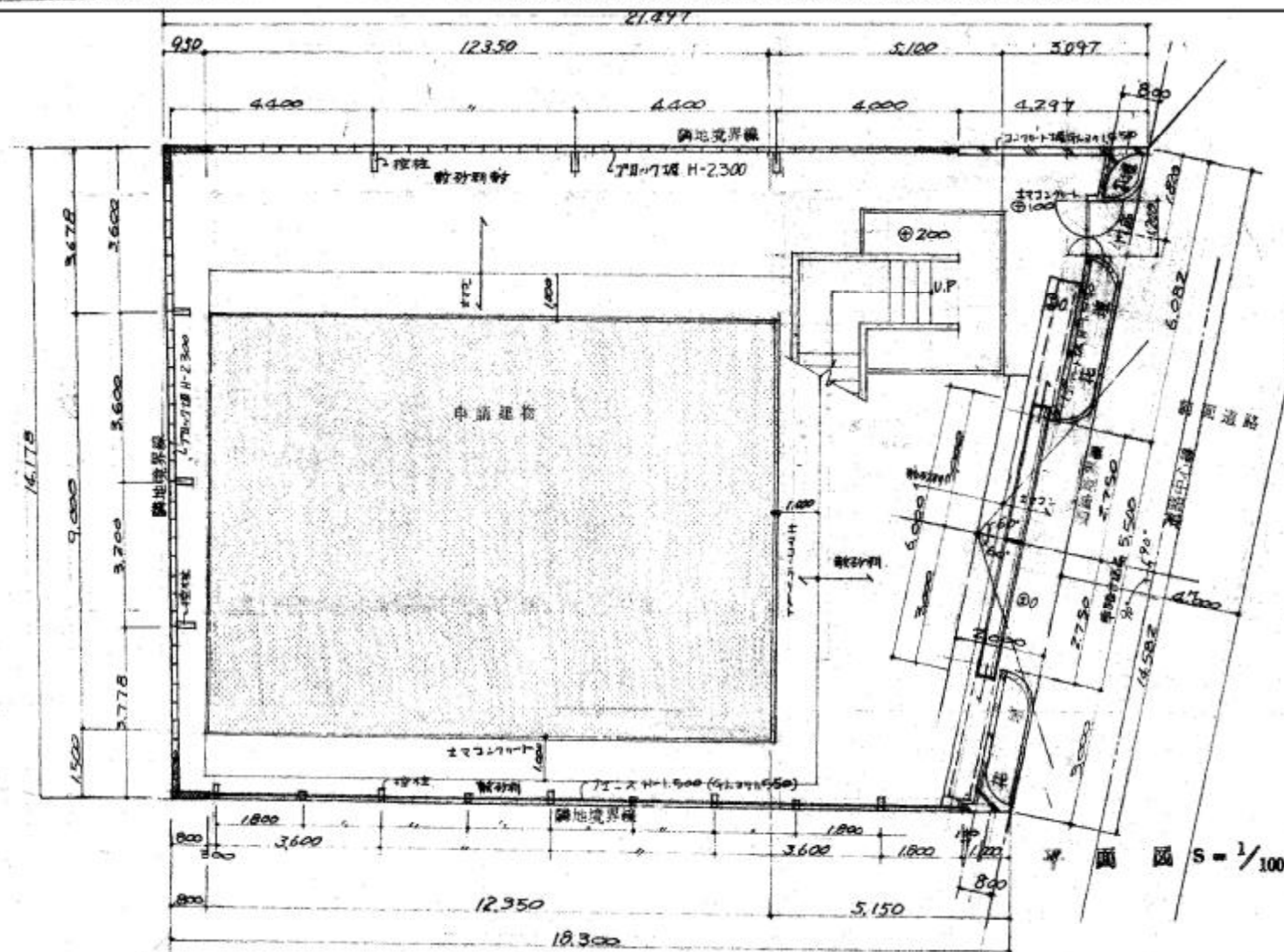
|     |               |    |             |                      |
|-----|---------------|----|-------------|----------------------|
| 工事名 | 旧日野市商工会館 解体工事 |    |             |                      |
| 図書  | A-9           | 図名 | 外部階段詳細図 (2) | 縮尺                   |
| 作成  | 年月日           | 監理 | 日野市総務部建築営繕課 | A2: 1/30<br>A3: 1/42 |
| 訂正  | 年月日           | 設計 | 日野市総務部建築営繕課 |                      |



|     |               |     |             |                       |                    |
|-----|---------------|-----|-------------|-----------------------|--------------------|
| 工事名 | 旧日野市商工会館 解体工事 |     |             |                       |                    |
| 図 番 | A-10          | 図 名 | 内部階段詳細図 (1) | 縮 尺                   | A2:1/42<br>A3:1/60 |
| 作 図 | 令和 年 月 日      |     | 監 理         | 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課 |                    |
| 訂 正 | 令和 年 月 日      |     | 設 計         | 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課 |                    |



|                |               |    |              |    |                    |
|----------------|---------------|----|--------------|----|--------------------|
| 工事名            | 旧日野市商工会館 解体工事 |    |              |    |                    |
| 図番             | A-11          | 図名 | 内部階段詳細図(2)   | 縮尺 | A2:1/42<br>A3:1/60 |
| 作成<br>訂正<br>令和 | 年月日           | 監理 | 日野市総務部 建築営繕課 | 課  |                    |
| 設計             | 年月日           | 設計 | 日野市総務部 建築営繕課 |    |                    |

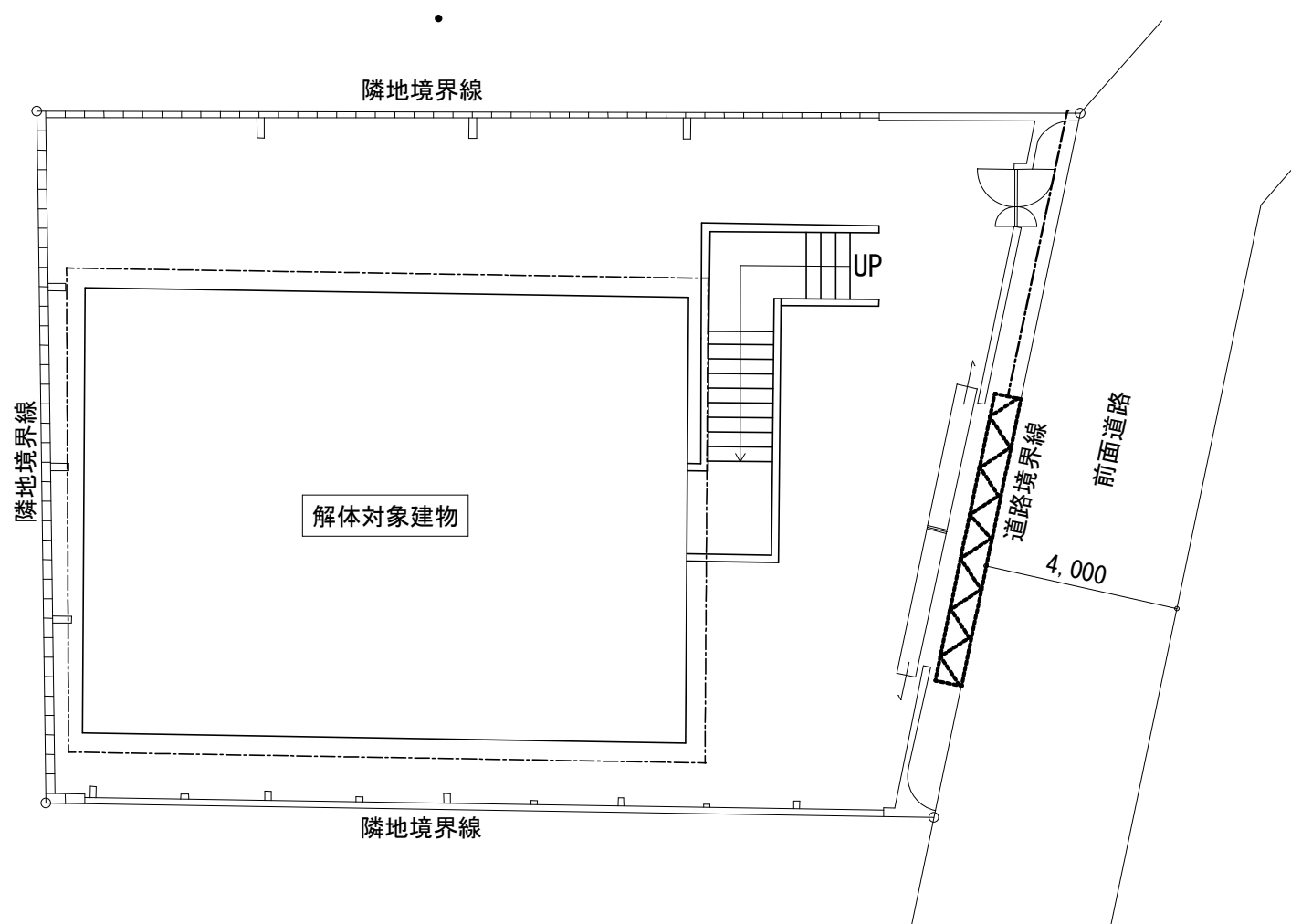


凡例

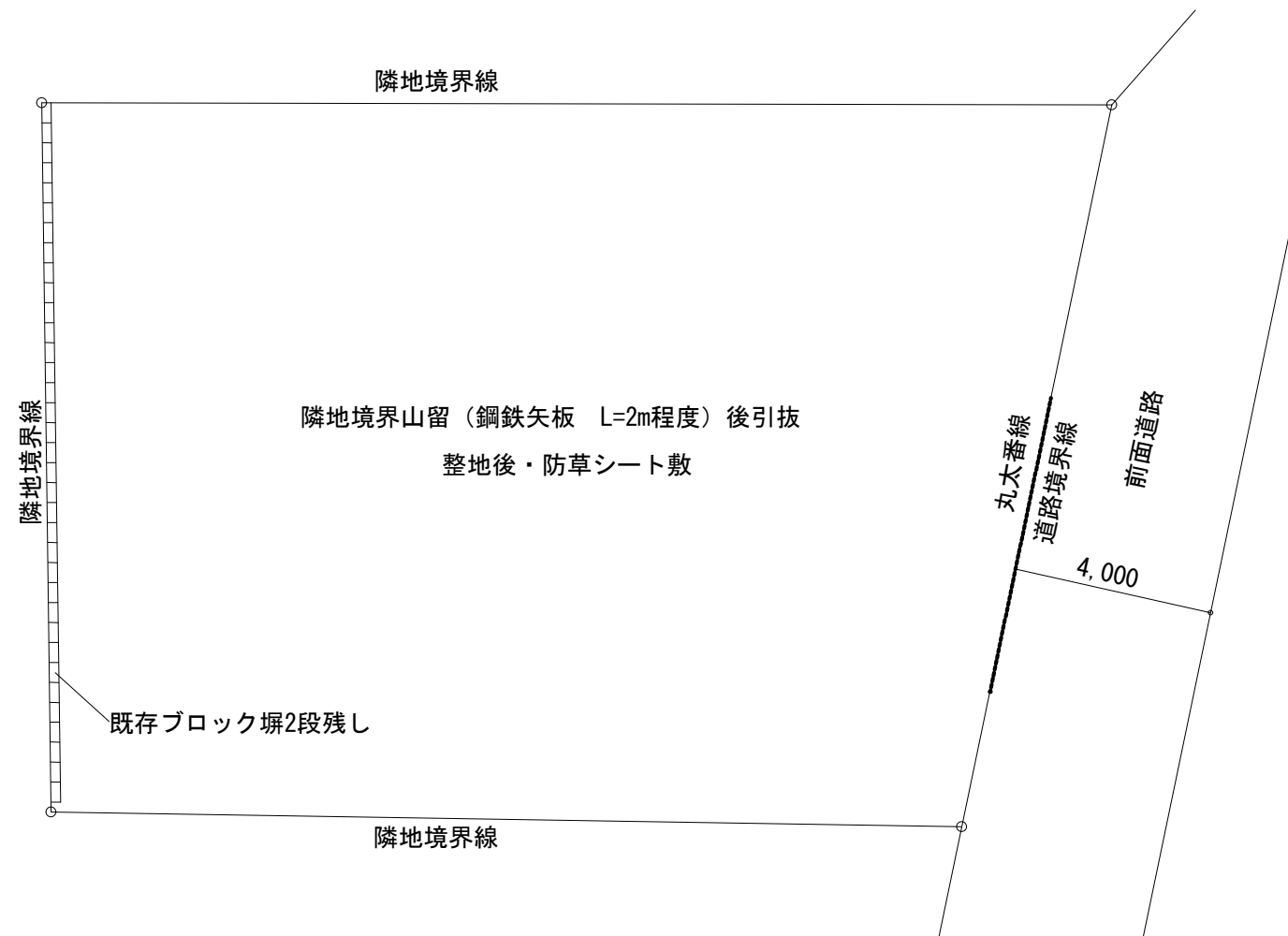
1. グリートハツル仕立ヨリ来ス

| 工 事 名             |       | 旧日野市商工会館 解体工事             |           |     |                        |                      |
|-------------------|-------|---------------------------|-----------|-----|------------------------|----------------------|
| 図 番               | A-12  | 図 名                       | 外観詳細図 (1) | 縮 尺 | A2: 1/100<br>A3: 1/141 | A2: 1/20<br>A3: 1/28 |
| 作 図<br>訂 正<br>印 記 | 年 月 日 | 監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課 |           |     |                        |                      |
|                   | 年 月 日 | 設 計 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課 |           |     |                        |                      |



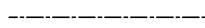


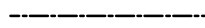
配置図

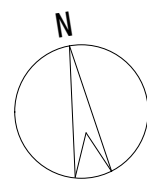


配置図（解体後）

 : 出入口ゲート (W=6000×H=5000)

 : 足場防音パネル貼り (H=5m×L=82.3m)

 : B型バリケード (H=1.8m×L=135.4m)



|                         |               |                           |           |     |  |
|-------------------------|---------------|---------------------------|-----------|-----|--|
| 工 事 名                   | 旧日野市商工会館 解体工事 |                           |           |     |  |
| 図 番                     | A-14          | 図 名                       | 仮設計画図（参考） | 縮 尺 |  |
| 作 図<br>訂 正<br>令和<br>年月日 | 年月日           | 監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課 |           |     |  |
|                         |               | 設 計 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課 |           |     |  |